

大学の設置等に係る 提出書類の作成の手引

(令和8年度開設用)

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局
大 学 設 置 室

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 目次

主な変更点について	1
I 一般的注意事項（必ずお読みください）	
1 大学設置等の認可申請又は届出に当たって	4
2 審査上の取扱い	4
3 虚偽申請等があった場合の取扱い	5
4 収容定員超過及び未充足の取扱い	5
5 「ディグリー・ミル」について	6
6 大学の設置認可等の際における情報公開について	6
7 大学等の名称変更について	6
8 認可又は届出前の PR 活動及び学生募集について	7
9 専門職大学及び専門職短期大学の設置に係る申請について	10
10 特定地域内学部収容定員の増加について	10
11 高等教育の修学支援新制度の機関要件について	11
12 審査に係る情報の取り扱いについて	11
II 大学設置室への問合せ，事務相談の予約について	
1 問合せ方法	19
2 オンラインによる相談（Web 相談）について	19
3 問合せに係る留意点	21
・ 相談表（様式）	24
III 認可申請等の受付期間及び提出方法について	
1 大学等の設置認可申請，私立大学の収容定員に係る学則変更の認可申請	25
2 学部等の設置届出	32
3 共同学科等の設置に係る申請又は届出	33
4 「運営委員会による事前相談」の資料	33
5 収容定員に係る学則変更届出	34
6 設置者変更認可申請，大学等の廃止認可申請又は届出	36
7 設置計画履行状況報告書（AC 報告書），基幹教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査）	37
8 上記以外の届出等（学長決定，名称変更，その他の学則変更，学生募集停止報告等）	38
・ 大学設置分科会における一般的な審査スケジュール	41
IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出，私立大学等の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領	
1 各手続の提出書類	43
2 留意事項	45
3 認可申請書・届出書（別記様式第 1 号の 1，別記様式第 1 号の 2）	48

4	目次	50
5	基本計画書（別記様式第2号（その1の1），別記様式第2号（その1の2），別記様式第2号（その1の3），別記様式第2号（その1の4），別記様式第2号（その1の5））	54
6	設置の前後における学位等及び基幹（専任）教員の所属の状況（別記様式第2号・別添1）	88
7	基礎となる学部等の改編状況（別記様式第2号・別添2）	89
8	教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1），別記様式第2号（その2の2），別記様式第2号（その2の3））	91
9	授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1），別記様式第2号（その3の2），別記様式第2号（その3の3））・シラバス（授業計画）	98
10	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第2号・別添3）	103
11	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第2号・別添4）	108
12	校地校舎等の図面	109
13	学則	110
14	教授会規程	110
15	当該申請についての意思の決定を証する書類〔理事会等の議事録等〕	111
16	設置の趣旨等を記載した書類	112
	・大学，学部，学科等の設置の場合	114
	・大学院，研究科等の設置の場合	132
	・収容定員に係る学則変更の場合	142
17	学生の確保の見通し等を記載した書類	144
18	教育委員会等との調整内容を確認する書類	153
19	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））	155
20	教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第3号（その2の1），別記様式第3号（その2の2），別記様式第3号（その2の3），別記様式第3号（その2の4），別記様式第3号（その2の5））	158
21	基幹教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3の1），別記様式第3号（その3の2））	168
22	実務家教員一覧（別記様式第3号・別添）	170
23	教員個人調書 履歴書（別記様式第4号（その1））	173
24	教員個人調書 教育研究業績書（別記様式第4号（その2））	177
25	教員個人調書 担当予定授業科目（別記様式第4号・別添）	181
26	教員個人調書 教員就任承諾書（別記様式第5号）	183
27	教員個人調書 教員就任同意書	187
28	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	188
29	教育課程連携協議会（別記様式第7号の2・3）	191
30	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	194
31	通信教育実施方法説明書（別記様式第8号）	199
32	通信教育に係る規程	201

33	収容定員の充足状況	204
34	審査対象教員一覧	207
35	専任教員一覧	216
36	設置構想審査に係る資料	218
	(参考) 認可申請時等のチェックリスト	220
V	大学設置基準等の改正に係る申請案件の留意事項	229
1	工学に関する学部における学科に代えて課程等を設置する場合	229
2	学部等連係課程実施基本組織等を設置する場合	250
VI	補正申請書類作成・記入要領	260
1	大学等の設置認可に係る補正申請の場合	260
2	私立大学等の収容定員の増加に係る学則変更の認可に係る補正申請の場合	278
VII	設置計画履行状況等調査について	284
VIII	事前相談書類作成要領	310
【その他】		
	○私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について	331
	○設置認可申請書類等の HP への公表について	356
	○大学等の設置者変更について	362
	○大学、短期大学、大学院等の廃止について	378
	○参考人制度について	384
	○大学の設置手続等に関してよくある質問	385
【付 録】		
	○主な認可・届出事項等一覧	411
	○学位の種類及び分野の変更等に関する基準	414
	○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件	416
	○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件	416
	○大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準	417

（参考）手続の種類ごとの参照ページ

	手 続 の 種 類	ページ
設 置	大学，短期大学，大学院大学又は高等専門学校を設置 （専門職大学及び専門職短期大学の設置については別冊も参照のこと。）	43
	- 大学の学部，短期大学の学科又は私立大学の学部の学科の設置 - 大学の大学院の設置，大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は研究科の専攻に係る課程の変更 - 高等専門学校の学科の設置 - 大学及び短期大学における通信教育の開設	43
	- 公立大学の学部の学科の設置 - 短期大学の学科の専攻課程の設置 - 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の設置	331
収 容 定 員	私立大学・大学院，私立短期大学又は私立高等専門学校の収容定員に係る学則の変更	43
	- 公立大学・大学院，公立短期大学，公立高等専門学校の収容定員に係る学則の変更 - 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の収容定員変更	331
設 変 置 更 者	大学若しくは高等専門学校又は大学の学部，大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更	362
廃 止	- 大学，短期大学，大学院大学又は高等専門学校の廃止 - 大学の学部，短期大学の学科，大学の大学院又は大学院の研究科の廃止	378
	- 大学の学部の学科，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科の廃止 - 大学院の研究科の専攻の廃止 - 大学及び短期大学の通信教育課程の廃止	331
その他の学則変更		331

注）上記の「収容定員変更」とは，大学の収容定員の総数が増加する変更と，大学の収容定員の総数の増加を伴わない変更（学科間での振替や大学全体での純減など）の両方を指します。

令和 7 年度開設用からの主な変更点

①令和 5 年 3 月改正の「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」への対応について

- ・令和 8 年度開設の大学等の設置認可申請から、同一学校法人内に設置する全ての大学の学部等において、収容定員充足率が 0.5 倍以下の学部等がある場合には、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」の規定により、当該学校法人の寄附行為の変更は認可することができないため、そのことにより大学等の設置認可申請も認可することができませんので、大学等の設置認可申請と併せて学校法人の寄附行為の変更の認可申請が必要となる手続については、注意してください。

※学校法人の寄附行為（変更）認可申請の詳細については、高等教育局私学部私学行政課法人係までお問合せください。

②大学等の設置認可申請，私立大学等の収容定員に係る学則変更の認可申請の受付期間について

- ・認可申請の受付期間を例年より 1 週間前倒ししています。これは令和 7 年度開設の認可申請において書類の不備が散見されたため、審査前に事務的に確認を行うための措置ですが、確認の結果、修正を要する場合には、受付月の最終日までに申請書類の修正を求めることになります。修正期間は短期間となりますが、仮に期限までに修正がなされなかった場合には申請を受理することができず、審査を行うことができない可能性もあるため、申請書類の提出前に申請書類に不備がないかどうか複数人体制で十分に確認した上で申請してください。なお、事務的な確認は申請書類に不足がないか等の最低限の確認に留まりますので、修正が求められなかったことをもって審査において指摘されないことを保証するものではありません。

③設置者変更の認可申請について

- ・学部等の設置者変更に伴い、設置者変更後の私立大学等の収容定員が増加する場合、当該学部等の設置者変更の認可申請と併せて私立大学等の収容定員に係る学則変更の認可申請の手続を行う必要があります。この場合、受付期間は私立大学等の収容定員に係る学則変更の認可申請の受付期間のとおりとなりますので、注意してください。

④修士課程から博士前期課程に変更する手続について

- ・修士課程を博士前期課程に変更する場合は、「課程の変更」の手続が必要となりますが、博士後期課程の設置に係る「課程の変更」の認可申請において、修士課程から博士前期課程への「課程の変更」を含める場合における申請書類の取扱いについて追記しましたので、留意してください。（本書 p. 45）

⑤シラバス（授業計画）の作成について

- ・学部，短期大学の学科，学部の学科に係る設置認可申請の場合，基幹教員が担当する授業科目のみシラバスの提出を求めていましたが，基幹教員が担当する授業科目に加えて，主要授業科目についても提出を求めることにしていますので，留意してください。

⑥設置の趣旨等を記載した書類の作成について（本書 p.112～143 関係）

- ・設置の趣旨等を記載した書類について、作成要領や留意点が一部追加・変更されていますので、申請に当たっては十分に留意してください。

（主な変更点等）

- ✓ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画について

講義以外の授業形態において、多様なメディアを高度に利用して授業を履修させることを計画している場合は、授業科目名、授業内容、授業内容を踏まえた実施方法を具体的に説明し、面接授業に相当する教育効果を有するものであることを明確に説明してください。

- ✓ 通信教育を併せ行う場合について

設置する学部・学科や開設する通信教育課程が大学通信教育設置基準第 8 条第 2 項及び短期大学通信教育設置基準第 8 条第 2 項に規定する「昼間又は夜間において授業を行う学部・学科が通信教育を併せ行う場合」に該当する場合、通信教育課程と通学課程の養成する人材像、3つのポリシー、教育課程（各授業科目含む）及び学位の分野の相違点や相違点が生じる理由等について具体的に説明してください。

- ✓ 教員の定年規程が設けられていない場合について

教員の定年規程が設けられていない場合、教育研究の継続性の確保の観点から教育研究実施組織の将来構想について具体的に説明してください。

- ✓ 教員養成関係学科の設置について

「大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和 5 年 6 月 15 日 5 文科教第 438 号）により、必要基幹教員数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務家教員）とされたこと等を踏まえ、教員養成関係学科の設置認可申請又は届出に当たっては、教育研究実施組織における実務家教員の構成の考え方について説明してください。

※上記の改正により、教員養成学科の設置に当たっては、教員区分に実務家教員が追加になるほか、実務家教員一覧の提出が追加になる等の変更がありますので、留意してください。

- ✓ 施設・設備等の整備計画について

大学院等の設置において、施設設備等を基礎となる学部等と共用する場合は、当該申請又は届出に係る研究科、専攻等の教育研究に支障がないことについて説明してください。

⑦AC 教員審査の申請方法等について

- ・申請書類の提出方法について、令和 6 年度第 4 回 AC 教員審査から、文部科学省 HP に示す「提出フォーム」から提出することに変更していますので、留意してください。（本書 p.289）
- ・審査対象教員一覧について、令和 4 年度大学設置基準改正後の様式（基幹教員の場合のみ）は、当該教員が担当する全ての科目（審査を受けない科目を含む）を記載することに変更していますので、留意してください。

⑧その他

- ・「大学，短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」の規定により算出する収容定員充足率について，算定から除外している学生募集を停止した学科の考え方を追記しました。（本書 p.204）
- ・「基本計画書」の「基幹教員等」について，大学通信教育設置基準第 8 条第 2 項に規定する「通信教育を併せ行う場合」に該当する場合の備考欄への記入方法を追記しました。（本書 p.59）
- ・「学則の変更の趣旨等を記載した書類」（収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出）における施設・設備の変更内容については，大学全体に加えて、収容定員を増加する学科等で使用する施設・設備についても説明してください。（本書 p.142）
- ・「学生の確保の見通し等を記載した書類」の資料として添付する「新設組織が置かれた都道府県への入学状況（別紙 1）」については，収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合にも作成が必要となることを明記しましたので，留意してください。（本書 p.146）
- ・「大学の設置手続等に関してよくある質問」に以下の点を追加しました。
 - ✓ 大学通信教育設置基準第 8 条第 2 項における「昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合」における通学課程と通信教育課程の 3 つのポリシーや教育課程，学位の分野の考え方について（本書 p.387）

I 一般的注意事項（必ずお読みください）

※本手引を参照するに当たって

令和4年度の大学設置基準等の改正において、新たに「基幹教員」が定められたことを踏まえ、本手引においては教員に関する案内について「基幹教員」として記載していますが、「大学院設置基準」「専門職大学院設置基準」に基づき、大学院（専門職大学院を含む）や大学院の研究科の設置等を行う場合は、「基幹教員」を「専任教員」に読み替えてください。

1 大学設置等の認可申請又は届出に当たって

大学設置等の認可申請又は届出に当たり、各申請者におかれては十分な準備をされていることと存じますが、設置等の認可申請の審査過程において、一部の大学が認可申請を取り下げるなど、総じて準備不足の傾向が顕著であったことなどから、平成19年11月には、大学設置・学校法人審議会長から、大学を設置する責任の自覚、十分な準備の上での申請、積極的な情報公開による説明責任の履行を要請するコメント（参考1）が出されています。また、平成27年8月にも、改めて大学設置分科会長から、総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、教員組織、施設・設備等の面で、大学等の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念（参考4）が示されているほか、平成30年10月には大学設置分科会長から、教育課程や教員組織、施設・設備等の面で、専門職大学制度の特色を活用してその社会的使命を十分に果たす適切な設置計画としては認められないものが多くみられることから、専門職大学等の制度趣旨を十分踏まえ、専門職大学等として相応しい教育課程、教員組織、教育研究環境を備え、既存の専門学校や大学とは異なる優れた専門職業人材を養成する特色ある大学としての設置計画を練り上げ、十分な準備を経た上で申請するよう求めるコメント（参考5）が出されています。

また、設置認可又は届出後に行われる設置計画履行状況等調査（アフターケア、AC）においても、計画時の見通しの甘さなどによる設置計画の大幅な変更、設置認可制度の理解不足による必要な手続の不履行という事例も見られました。

各申請者においては、上記の各コメントの趣旨や要請の内容を御理解いただき、十分な準備を経た上で申請するようお願いします。

2 審査上の取扱い

認可申請に係る審査において、審査期間中に審査における判断の根本に関わる重大な誤りや虚偽の記載が判明した場合、そのことを理由として審査の中止や認可を不可とする判定がなされることがあります。また、所定の補正手続を経た後に新たに法令に抵触する問題等が確認された場合も、

改めて補正の機会を与えることなくそのまま最終判定がなされることがあります。

認可申請に当たっては、これらの点について十分に御理解いただくようお願いします。

3 虚偽申請等があった場合の取扱い

「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（以下、「認可基準」という。）第 2 条により、申請や届出において「偽りその他の不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して 5 年以内で相当と認める期間を経過していない者」や「設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者」等からの申請について、認可しないことが規定されています。認可申請書及び届出書は「社会に対する『約束』」（平成 17 年 1 月 28 日中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」）という役割があることから、その内容に虚偽があってはならないことはもとより、認可申請及び届出に係る設置計画の不履行も虚偽申請と同じく社会を欺くものです。また、「教育の充実」等の名の下に行われる設置計画の変更も、内容及び程度によっては設置計画の不履行に該当し、上記のペナルティの対象となり得ます。

申請書等の提出に当たっては、書類における記載の誤り、重大な事実の不記載、虚偽の記載、審査過程での虚偽の陳述、設備の偽装、組織的な不正行為等のほか、実現予定のない粉飾された計画を記載することのないようにしてください。

併せて、申請期間中にやむを得ない事情により申請内容に修正が生じた場合は直ちに大学設置室に報告してください。報告がない場合は虚偽の記載となる可能性があります。

4 収容定員超過及び未充足の取扱い

令和 4 年度の認可基準の改正により、定員超過率に基づく認可の基準について、これまでの入学定員に基づく算出方法から収容定員に基づく算出方法へ変更されるとともに、令和 7 年度開設の学部等の設置認可申請から、認可の申請を行う大学等の既設学部等の収容定員充足率が 5 割以下の場合、当該申請について認可しないこととする基準が規定されました。認可申請に当たっては、既設学部等の学部単位（短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位）の認可の申請を行う年度の 5 月 1 日現在の収容定員に対する学生数の割合（以下、収容定員充足率という。）が一定値以上又は 5 割以下の場合には認可しないこととなりますので御留意ください。なお、学年進行中（完成年度前）の学部等であっても、新たな組織として設置された時点から起算して算出した上で、基準を満たしていることを確認してください。また、学生募集を停止した学科※については収容定員充足率の算定から除外した上で、学部単位の収容定員充足率を算出してください。

認可の伴わない届出については、既設学部等の収容定員充足率が一定値以上又は一定値以下であっても行うことが可能ですが、大学設置基準第 18 条第 3 項の趣旨を踏まえ、既設学部等も含め収容定員の適切な定員管理に努めてください。

※ 認可申請を行う年度の新入生（1 年次）を募集していない学科が算定対象外となります。そのため、例えば、認可申請を行う年度の新入生（1 年次）は在籍しており、認可申請を行うまでの間に翌年度以降の学生募集を停止した学科は算定対象となります。

5 「ディグリー・ミル」について

教育の実体を伴わず、主として代金振込のみを対価とするなどして、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する業者（いわゆる「ディグリー・ミル」）の活動が我が国にも及んでいるとの指摘がなされています。このような呼称を取得した者が、その呼称を有していることにより、我が国の大学に教員として採用されるようなことがあれば、我が国の高等教育に対する信頼低下につながりかねません。

ついては、各大学における教員予定者に係る学位の審査や、申請に係る書類の作成に当たっては、学位の真正性の確認に留意してください。

具体的には本書「IV-34 審査対象教員一覧」を参照の上、各教員予定者の経歴を確認した上で書類を提出してください。

6 大学の設置認可等の際における情報公開について

認可申請書又は届出書は「社会に対する約束」という役割があることから、情報公開の一環として、大学、学部、研究科等の設置等の認可又は届出があった場合において、文部科学大臣が、その趣旨、名称、位置、留意事項その他必要な事項を公表する際に、より積極的な情報公開の観点から、併せて、当該認可等に係る基本計画書、校地校舎等の図面※、学則、設置の趣旨等を記載した書類、学生の確保の見通し等を記載した書類、教員名簿（年齢及び月額基本給を除く）並びにその他必要な事項を公表することとしております（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成 18 年文部科学省令第 12 号）第 12 条）。

※平成 21 年 8 月 20 日付け事務連絡「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第 12 条に基づく公表について」において、各大学の校舎内等の図面については、安全上の観点もあり、提出は求めないこととしております。（申請時に提出した図面のうち、都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面及び校舎、運動場等の配置図のみ提出してください。）

上記の趣旨に基づき、申請者又は届出者におかれは、認可申請書又は届出書の電子ファイルの御提出をお願いしておりますので、御協力のほどよろしくお願いします。

また、申請者又は届出者においても自らのホームページで公表をするようお願いします。

具体的な手続については、「【その他】 設置認可申請書類等の HP への公表について」を参照してください。

7 大学等の名称変更について

大学等の名称（大学の学部若しくは学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校等の学科の名称を含む。）は、大学として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。（大学設置基準第 40 条の 4）とされています。大学等の名称については、基本的に申請者側の広い裁量が認められていますが、大学等の名称に教

育研究の内容が含まれる場合は、入学希望者や社会一般に対して誤解を招かないよう、大学が行う教育研究の内容を適切に表現したものとなるよう十分留意してください。

大学等の名称変更の届出に関する手続については本書【その他】に収録の「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 文科高第 2244 号）で通知しているとおりであり、提出時期は名称を変更しようとする年度の前年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までです。

また、名称の変更については「学校教育法施行令」（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項又は「学校教育法施行規則」（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 2 条及び「大学設置基準」（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 40 条の 4 に定める要件への適否に係る専門的判断が必要であることから、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への「事前相談」に諮っていただくようお願いしているところであり、その運営委員会の受付期間をあらかじめお知らせしています。

名称の変更の届出を行う際には、運営委員会及びその受付期間についても十分に御留意いただき、届出前に運営委員会の事前相談に諮っていただくようお願いします。具体的な手続については、「Ⅷ 事前相談書類作成要領」を参照してください。

なお、名称の変更は原則として教育課程や教員組織等の変更を伴わない、いわゆる「看板の掛け替え」のみを行う手続を想定しております。教育課程や教員組織等の変更を伴う場合、実質的な「新たな組織の設置」と見なされる場合がありますので、学内で十分検討を行った上で事前相談に諮っていただくようお願いします。

8 認可又は届出前の PR 活動及び学生募集について

大学等の設置や収容定員の変更は、認可又は届出（以下、本項において「認可等」という。）がなされて確定するものであり、認可等がなされる前において、入学希望者や社会一般に対して設置等が確定したものであるかのような誤解や、そのような誤解に基づく損害を与えることのないよう、認可等の前に行う PR 活動（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の取扱いについて、以下のとおりとしておりますので、PR 活動を行う際には十分留意してください。なお、これらの取扱いが順守されていないことが判明した場合には、そのことを理由に審査の中止や認可を不可とする判定がなされることがあります。

(1) PR 活動

認可等の前に PR 活動を行う場合には、必ず以下の条件を満たす内容としてください。

- ① 設置者の責任において実施すること。
- ② 大学名、学部・学科の名称、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等を掲載する関係書類やホームページの画面には、「設置計画は現在認可申請中（設置構想中 等）」であること、及び「設置計画は予定であり、内容に変更があり得る」ことを大きく明確に記載すること。なお、動画での PR 活動を行う際には、上記の内容を常時明示しておくなど、上記の内容が明確に伝わるようにすること。

- ③ PRの内容は、事実在即したものであることはもとより、申請又は届出書類との整合性が保たれていること。

(2) 学生募集

＜大学等の設置，私立大学の収容定員の総数の増加に係る学則変更の認可申請＞

認可書の到着前は，学生募集（募集要項の配付，出願受付，入学者選抜など）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録，模擬試験など）は一切行えません（ただし，私立大学の収容定員の総数の増加に係る学則変更の認可申請の場合，定員を増加する学科等については増加前の定員に基づく学生募集は可能です。定員を減ずる学科等については減じた定員による学生募集は可能です）。

＜届出による学部等の設置＞

以下の①，②の区分に従い，適切に実施してください。ただし，私立大学の収容定員の総数の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合，学則変更の認可書到着前は，学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 運営委員会の事前相談に諮り，届出設置可とされた場合

事前相談の結果，届出による学部等の設置が可能とされたものについては，届出と同時に学生募集を行うことが可能です。ただし，届出に係る事項が，教育研究実施組織，設備，授業その他の事項に関する法令の規定に適合しない場合は，届出後 60 日以内に，「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 3 項に基づく措置命令が行われる可能性があることに留意してください。

なお，届出書類に事前相談の記載内容から変更があった場合は，原則として判定結果は無効になりますので，十分に御留意ください。

② 運営委員会の事前相談に諮っていない場合

事前相談に諮っていない場合，届出後に届出設置要件の具備について確認することになりますが，当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に，届出後 60 日以内に「学校教育法」第 4 条第 3 項に基づく措置命令が行われることを考慮し，学生募集は，原則として届出後 60 日経過後（60 日以内に文部科学省ホームページで公表した場合は，文部科学省ホームページ公表後。）に行ってください。ただし，志願者保護の観点等，やむを得ない事由により 60 日経過前に学生募集を行う場合は，届出設置の種類に応じ，下表のとおり行ってください。

新 設 前	新 設 後	学生募集の取扱い
A 学部 B 学科 C 学科	A 学部 BC 学科	既設の学科（上段：B 学科，C 学科，下段：BC 学科）での学生募集は可能。ただし，志願者保護の観点から，改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。 ※新設学科が，既設学科から教育課程や教育研究実施組織に変更がない統合や分割等によるもので，学位の分野に変更がないことが明確である場合。
A 学部 BC 学科	A 学部 B 学科 C 学科	

A 学部 B 学科 C 学科	A 学部 B 学科 C 学科 D 学科	既設の B 学科, C 学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設の D 学科については、届出後 60 日経過後に実施すること。
A 学部 B 学科 C 学科	A 学部 B 学科 C 学科 D 学部 E 学科 F 学科	既設の A 学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設の D 学部については、届出後 60 日経過後に実施すること。

<収容定員変更, 名称変更, その他の学則変更の届出>

公立大学の収容定員変更, 私立大学の収容定員変更（当該収容定員の総数の増加を伴わないもの）, 名称変更, その他の学則変更の届出については、届出と同時に当該変更に基づく学生募集が可能です。ただし、私立大学の収容定員変更に係る学則変更については、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しない場合は、届出後 60 日以内に、「学校教育法」第 4 条第 3 項に基づく措置命令が行われる可能性があることに留意してください。また、設置者変更に伴い名称の変更を行う場合については、設置者変更の認可書到着前及び名称変更の届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えないことにご留意ください。

<学生募集等に係る留意点>

- 学生募集に関し、大学入学者選抜については、例年、文部科学省から発出している「大学入学者選抜実施要項」に従って、大学院入学者選抜については、「大学院入学者選抜実施要項」に従って実施してください。なお、「大学入学者選抜実施要項」、「大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」、「大学院入学者選抜実施要項」の詳細及び入試の実施方法等について不明な点等がある場合は、文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室にお問い合わせください。
- 設置認可申請や届出により、令和 8 年 4 月に新設する大学・学部等で、令和 8 年 1 月実施の大学入学共通テストの利用を希望する場合は、「大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、定められた期限までに手続を行う必要があります。なお、期限までに手続が行われなかった場合には、大学入学共通テストを利用することができませんので、必ず上記の大綱を確認してください。

<設置認可申請中の大学院の学生募集について>

- 設置認可申請中の大学院に係る学生募集については、<大学等の設置, 私立大学の収容定員の総数の増加に係る学則変更の認可申請>のとおり、認可前は学生募集及びそれに類する行為は一切行えませんが、大学 4 年生の進路選択や、学部教育からの連続性の観点から、以下の全ての条件を充足する場合に限り、設置認可申請中の組織（以下、旧組織という。）での学生募集を可能とします。
- ① 既設大学等の統合による大学院等の新設や研究科等の他大学への移管による新設であっ

て、設置の前後において、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であるとして、大学設置分科会運営委員会において認可申請書等の提出の一部免除が認められたものであること。

- ② 設置認可申請中であり、大学院等の新設が認められた場合はその組織（以下、新組織という。）に移行する予定である旨を募集要項等に明示すること。
- ③ 仮に新組織が認可されなかった場合は、入学志願者が志望した旧組織の学生として受入れられる機会を確保すること。また、その旨を募集要項に明示すること。
- ④ 入学志願者や社会に対して誤解や損害を与えることのないよう、大学の責任において丁寧かつ適切に説明を行い実施すること。
- ⑤ 「大学院入学者選抜実施要項」（平成 20 年 5 月 29 日 20 文科高第 168 号文部科学省高等教育局長通知）を遵守して入試を実施すること。

(3) 答申後のプレスリリースについて

認可申請については、大学設置・学校法人審議会より答申がなされた後、それを踏まえて文部科学大臣が認可を行います。そのため、答申されたことをもって認可となることが確定するものではありませんので、答申後から実際の認可日まで大学においてプレスリリースを行う場合は、入学希望者や社会一般に対して既に設置等が認可され又は決定されたものと誤解を与えるような表現をしないよう十分に注意してください。

9 専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科の設置に係る申請について

専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科の設置に係る提出書類の作成に当たっては、文部科学省のホームページ（以下「文科省 HP」という。）（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm）に別途「専門職大学の設置の認可申請に係る提出書類の作成の手引（令和 8 年度開設用）」及び様式を掲載しておりますので、御確認ください。

10 特定地域内学部収容定員の増加について

平成 30 年 10 月 1 日より「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」等が施行され、特定地域内（東京 23 区）の学部の収容定員は原則として増加できないこととなっております。また、特例により当該学部の収容定員を増加する際（23 区内に所在する別学部の定員を減じ、当該定員数の範囲内で定員を増加する場合を含む）には、原則として当該学部の収容定員の増加に係る認可申請及び届出よりも前に、当該法律等に基づく届出を別途行う必要がありますので、留意してください（詳細は「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」を参照）。

11 高等教育の修学支援新制度の機関要件について

令和 2 年度より、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第 8 号）が施行され、給付型奨学金の支給と授業料等減免により学生の経済的負担の軽減を図る、高等教育の修学支援新制度が開始されています。

大学等が本制度の対象機関となるには、一定の要件を満たすことについて、公立大学等にあつては地方公共団体の長、私立大学等にあつては文部科学大臣の確認を受けることが必要となります。本制度の対象機関となることを希望する私立大学等においては、設置認可を受けた後に機関要件確認申請を行うことが可能となりますので、御留意ください。申請に際しては、事前相談も行っていますので御活用いただくとともに、本制度について不明な点等がある場合は、文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室にお問い合わせください。

12 審査に係る情報の取扱いについて

大学設置・学校法人審議会における公平・公正な審査の実施のため、審査中の案件に係る情報については非公表としています。審査の経過や、審査の過程で申請者に伝える審査意見についても同様の取扱いです。各申請者においても、審査に係る情報を第三者に提供することなどがないよう、注意願います。

仮に、申請者の責により審査に係る情報が第三者等に漏えいし、大学設置・学校法人審議会の審査に影響を及ぼすような事態が認められた場合には、その時点で審査を終了する場合がありますので、御留意ください。

(参考1) 大学設置・学校法人審議会会長コメント

- 1 このたび、大学設置・学校法人審議会は、本年5月及び7月に諮問等のあった平成20年度開設予定の公私立の大学、大学院などについて答申等を行った。諮問等のなされたもののうち、今回認可の答申等に至った案件は94件であり、それぞれ円滑かつ確実に設置計画を履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開されることを期待したい。
- 2 本年度の申請等の大きな特色の一つは、教職大学院関係が21件あったことである。このうち、今回の答申等で可となったのは19件、申請が取り下げられたものが2件である。全体的に、実践的な能力を培うための実習の重要性に関する理解が不十分であると思われる案件がかなり見られ、それらについては補正を求めることとなった。教職大学院は教職課程改善のモデルとして制度化されたことを十分踏まえ、質の高い実践的なリーダー教員養成を行う体制を整備・充実することを強く求めたい。(詳細については北原大学設置分科会長代理のコメントを参照。)
- 3 教職大学院以外の案件では、大学の新設、学部の設置、短期大学の学科の設置、大学の通信教育の開設、大学院の研究科の設置、専攻設置・課程変更の各区分で、申請の取り下げが7件あり、また、いくつかの案件については、当審議会においてさらに吟味を必要とするという判断から、現在の時点では保留という結果となっている。これらの案件は、総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・設備などの面で、大学の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念がもたれるような申請内容のものも見られた。
- 4 規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方に基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧されるところである。本年1月には文部科学大臣が、株式会社を設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を行う事態にも至っている。各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい。各申請者においては、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備を経た上で申請するよう重ねてお願いしたい。また、積極的に教育情報・財務情報を公開し社会に対する説明責任を果たすよう期待したい。
- 5 今回の審査に際しても、設置構想が多様化する中、判断に苦慮した局面が少なくなかった。文部科学省に対しては、基準を明確化し適正な審査を行う観点から、例えば、以下のような事項についての検討を期待したい。
 - 学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化
 - 大学院大学のハード面など基準の明確化
 - 多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の見直し
 - 教職大学院の基準の明確化(別紙参照)
 - 専門職大学院で養成する人材を受け入れる側のニーズ把握の徹底、専任教員の役割・責任の明確化

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会会長 永田 眞三郎

教職大学院の審査結果について

- 1 教職大学院については、本年3月に制度が創設され、7月に平成20年度開設予定の国私立の教職大学院21件の諮問等があった。(国立15件、私立6件)
審査に当たっては、教職大学院の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を設け、書面審査に加えて、全ての大学院に対して面接審査を実施し、必要に応じ実地審査や連携教育委員会からのヒアリングを行ったりして、慎重な審査を期した。
その結果、19件については、認可を「可」とする判定を行い、各大学院が留意すべき事項の内容を「留意事項」として取りまとめた。その他は、申請が取り下げられたものが2件ということとなった。
- 2 教職大学院は、これまでの大学院段階における教員養成の在り方を見直し、高度専門職業人としての教員に求められる高度な実践力・応用力を育成するため、専門職大学院制度の中に特別に位置づけられ制度化されたものである。このことに鑑み、各案件の審査に際しては、設置の趣旨・目的が制度創設の趣旨に即しており明確か、教育課程が実践的な内容になっており体系的に編成されているか、学校等における実習が円滑に教育効果をあげるものになっているか、実務家教員と理論的な科目を担う教員とが適切に役割分担し協働する教員組織になっているか、養成した人材を受け入れる教育委員会等との強い連携関係が構築されているかといった観点から確認を行い、不明確な点については申請者に説明を求めた。
- 3 審査における論点の一つが、学校等における実習の取扱いであった。実践的な指導力の強化を図る観点から、10単位以上の実習を修了要件とするとともに、学生の教職経験を考慮して、全部又は一部の実習を免除できる制度とされている。実習の免除を計画する案件の中には、教職経験と免除する実習との相関性、免除の基準・方法等が不明確なものが見られた。また、実習の全部を免除する計画については、実践力ある人材を育成する目的を達成できるかどうか疑問であるとする意見もあった。教職大学院における教育の質の担保に直接関わる事柄なので、各大学院において、実習を免除する場合の判定は厳正に行うとともに、実習の在り方を不断に検証していくことを望みたい。なお、現職教員学生が現勤務校で実習を行う計画の場合、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされることも望みたい。
- 4 その他、審査においては、1年コースを設定する場合の教育の質の担保、学生が1年間に登録できる履修科目の単位数などが論点となった。細部までの検討がなされておらず準備不足なものがある、教職大学院の設置により既設の学部や修士課程の教育も改革してほしい、今回は義務教育、特に小学校教員養成の案件が多かったが、例えば、高等学校等の教員養成のものも今後出てきてほしいといった意見があったことを付言しておきたい。
- 5 今回の審査に際し、教職大学院制度の趣旨・目的に照らして個別の案件の内容について議論したが、判断に苦しんだ局面があった。文部科学省に対しては、例えば以下のような事項について、基準の明確化など制度に関する共通理解を図る取組を期待したい。
 - 実習について、全部免除の要件、免除の基準・方法等に関する要件
 - 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件
 - 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限
 - 教員組織中に修士など相応の学位保有者を相当程度含むこと
 - モデル・カリキュラムの作成の支援
- 6 平成20年度に開設する19の教職大学院に対しては、確実に設置計画及び留意事項の内容を履行し、質の高い実践的なリーダー教員養成を行うことを期待する。

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長代理
(教職大学院特別審査会主査) 北原 保雄

（参考２）近年の審査を振り返って

（大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント）

私立大学審議会を前身とする本分科会は、法令の定めにより私立大学関係者を中心に構成され、経営面を中心に設置審査に当たっている。言い換えれば、本分科会は、私立大学関係者の「自主性」「自律性」に厚い信頼を置く私立大学制度の一部を成すものであり、申請者の「自律性」を期待し、「自主性」を尊重することを審査の基本方針としている。

一方、我が国の私立大学は、過去十数年の間、著しい環境の変化に晒されてきた。１８歳人口が４割減少し、地方を中心に定員割れに苦しむ大学も少なくない。バブル経済の崩壊は、出口（就職）を意識した教育内容の不断の見直しを不可避とした。さらに、大学設置基準の大綱化以降の規制緩和の流れは、私立大学の多様化に大きく道を開いた。

かかる環境変化に直面し、各大学が、経営の安定性に意を払いつつ、建学の精神の下、様々な工夫を凝らし改革を進めていることは、高く評価したい。しかし、他方で、私立大学制度の前提である「自主性」「自律性」を損ないかねない事態が審査の過程等で明らかになりつつあることを指摘しなければならない。

第一に、継続的な運営のための「安定性」の問題である。私立大学は、在学生のみならず、卒業生に対しても母校として存続、発展する責務がある。「安定性」は学校経営の最も基本的な命題であり、学校法人制度もそうした前提で設計されている。にもかかわらず、近年、新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学の例や、校舎の全部借用の結果、借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く見られるようになった。

第二に、社会からの「信頼性」の問題である。教育基本法で規定される通り、学校とは「公の性質」を有するものであり、その設置者たる学校法人には高い「公共性」が求められる。しかし、昨今、認可申請書の不実記載や重大な記載漏れなどの不正申請、理事長によるセク・ハラ事件、さらに文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続いており、極めて遺憾である。社会からの信頼性の前提である情報公開も遅れている。

第三に、私立大学の「自主性」「自律性」そのものの問題である。規制緩和の進展は、申請者側に、より高い「自主性」「自律性」が求められるものであるが、現実には、設置認可に際し、準備不足からか多数の留意事項が付されたり、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。学校法人のガバナンス機能を高めるための平成16年の私立学校法改正の趣旨についても、改めて徹底する必要がある。

以上、いずれも最終的には設置者たる学校法人の自己責任に帰すべき問題とは言え、事態の広がりによっては、学校経営に民間参入を認めた唯一の制度として確立してきた『学校法人制度』の根幹を揺るがしかねない。この事態の克服のため、何よりも、我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待したい。

本学校法人分科会は、私立大学の水準の向上、健全な発展に責任を負う機関として、事態の推移を見極めつつ、審査基準、審査方針の見直しと厳正な審査に一層努めてまいりたい。

平成20年2月27日

大学設置・学校法人審議会

学校法人分科会長 黒 田 壽 二

(参考 3) 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント

このたび、大学設置・学校法人審議会は、平成 24 年 10 月 12 日に文部科学大臣から諮問された学校法人堀越学園に対する解散命令について、妥当とし、その際、在学する学生、生徒及び幼児の修学機会の確保の観点から可能な限りの措置を講ずることとするとともに、それに必要な期間を考慮し、平成 24 年度末までに解散を命ずることが適当であるとの答申を行った。

学校法人は、高い公共性を有する学校の運営を継続的かつ安定的に行う責務を負っていることは言うまでもない。また、現行の学校法人制度においては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を提供できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、経営上も管理運営上も数多くの問題を抱え、危機的な状況にまで陥っている中で、文部科学省から再三にわたり改善を求める指導を受けてきたにもかかわらず、改善に向けた責任ある真摯な対応が見られないなど異常な状況が続いている。このことは、いかに自主性、自律性が尊重されているとはいえ、高い公共性が求められている学校法人としてあるまじき姿であり、解散を命ずることによってしか問題の解決が図れないという事態に立ち至ったことは、極めて遺憾である。当然のことながら、このような事態を招いた学校法人堀越学園の責任は厳しく問わざるを得ない。

同時に、在学生の修学機会の確保のため、学校法人堀越学園には、転学等に必要な措置をはじめ責任ある対応に総力を挙げて取り組むよう強く求めたい。

また、転学等の支援については、この際、他の学校におかれては、可能な限り学生等の受入れについてご配慮いただき、関係諸団体におかれてもご協力いただくよう期待したい。国においても、前例にとらわれず、できる限りの支援をしていただくよう積極的な対応をお願いしたい。

本事案は、基本的には特定の学校法人が自らの責任で招いた異例のものではあるが、私立学校を取り巻く社会情勢の著しい変化の中にあっては、高い公共性を有する私立学校を自主的、自律的に運営するという学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる。このような観点から、改めて我が国の私立学校制度について、多様な教育研究を展開される各学校設置者の一層の自覚を期待したい。

なお、学校法人分科会の審議においては、修学機会の確保など在学生の保護という観点からは、現行の私立学校法について、学生が在籍している学校法人の解散が不可避となるような事態への対応の在り方をさらに検討し、時代の変化に合わせたものとしていかなければならないとの指摘もあった。建学の精神に基づく私立学校の自主性、自律性の尊重という原則を十分踏まえながら、本事案のような異例なケースにも対応できるような制度的方策についても、本分科会として検討課題としつつ、引き続き任務の厳正な遂行に努めていきたい。

平成 24 年 10 月 25 日

大学設置・学校法人審議会

学校法人分科会長 日 高 義 博

(参考4) 8月答申に当たって〔大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告〕

このたび、当審議会は、本年4月に諮問のあった平成28年度開設予定の公私立の大学の学部等について審議の上、別紙のとおり答申を行ったが、審議を通じた所見について、以下のとおり報告する。

1 昨年11月に諮問のあった大学新設案件を含め、申請案件全体では、3件の申請取下げがあり、また、設置計画の更なる吟味を必要とするという判断から、最終判定を留保し審査を継続することとなった案件が7件あった。これらの案件は総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、教員組織、施設・設備等の面で、大学等の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念されるようなものも散見された。このため、文部科学省に対しては、各申請者が、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備の上申請を行うよう、周知・徹底をお願いする。

2 本年度の申請の大きな特色の一つは、約40年ぶりの医学部設置案件があったことである。審査に当たっては、医学部という特殊性に応じた「審査の観点」を整理した上で、医学部設置の案件のみを審査する特別審査会を設け、書面審査に加えて実地審査を実施するなど慎重な審査を行い、認可を可とする判定に至った。その上で、今日の医学教育に求められている内容・質が漸次高度化していることを踏まえると、今後さらに教育内容や附属病院の体制等を充実させ、教育研究活動の水準を一層向上させることが期待される。

また、今回新設される医学部は、東日本大震災からの復興と東北地方における医師の定着という、重要な社会的要請の下に設置されるものである。このような社会からの大きな期待に十分に応えるためには、大学独自の取組だけではなく、地域の行政機関や医療機関等、関係機関との連携を深めることが不可欠である。

以上のことから、文部科学省に対しては、設置者が関係機関の支援の下、着実に計画を実施し、所期の目的が確実に達成されるよう、指導・助言をお願いする。

3 認可を可とされた大学等においては、設置認可は出発点であるとの認識に立って、設置計画を円滑かつ確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことが期待される。なお、設置計画を履行するに当たって留意すべき事項（「留意事項」）を付されたものについては、完成年度までは「設置計画履行状況等調査」において継続的にフォローアップが図られることとなるが、教育研究活動の水準向上の取組は完成年度以降も不断に行われるべきものであり、その取組を実効性のあるものにするためには、第三者の視点による評価の充実を図ることが重要である。そのため、文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

平成27年8月27日

大学設置・学校法人審議会

大学設置分科会長 佐藤 東洋士

(参考5) 専門職大学等の審査結果について

専門職大学は、大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする新たな高等教育機関として昨年5月に制度が創設され、制度創設後初となる平成31年度開設予定の案件として専門職短期大学や専門職学科を含む17件の諮問がなされた。

審査に当たっては、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置くといった特性も踏まえ、大学関係者のみならず、当該専攻分野に係る職能団体や産業界の有識者にも参画いただくとともに、専門職大学等の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を新たに設けた。

当該審査体制の下、各申請案件について、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、優れた専門技能等を持って新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が行える設置計画となっているかどうかを審査した。具体的には、専門職大学等で養成する人材像が専攻する職業分野における社会の変化や今後求められる能力を踏まえて設定されているか、それを実現する体系的な教育課程の編成、優れた実務家教員の積極的任用と長期の企業内実習（臨地実務実習）を含めた実習の強化、産業界と連携した教育課程の開発等が適切に行われているかなど、専門職大学等の制度の特色を踏まえた審査を行った。

今回諮問された多くの申請案件で、専門職大学の特色である実習の内容、評価基準、実施体制が十分検討されていない、優れた実務上の業績がない者が実務家の教授等として申請されている、実践的かつ創造的な専門職業人材の専門性の支えとなるべき理論の教育が不足しているなど大学教育としての内容・体系性が不十分、教育課程連携協議会の構成員が不適切、理論と実践を架橋する教育を行う機関として専門職大学等に求められる「実践の理論」を重視した研究を行う施設・設備が整備されていないなどの課題が見られ、教育課程や教員組織、施設・設備等の面で、専門職大学制度の特色を活用してその社会的使命を十分に果たす適切な設置計画としては認められないものが多くみられた。

さらには、実習の必要単位数や実務家教員について設置基準に定める要件を明らかに欠いている、申請に必要な書類が十分作成されていない、審査意見に対して適切に対応がなされないなどの状況も多くみられ、審査に支障を来すことも少なくなかった。

これらを踏まえると、多くの申請案件において、制度創設初年度であるものの、総じて準備不足で法人として大学設置に取り組む体制が不十分と感じられたところである。

今般設置を可とする答申がなされた大学においては、専門職大学等の制度の創設によって期待される、社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材を養成するため、設置が認可された際には、設置認可はあくまで出発点であるとの認識のもと、設置計画を確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことを強く期待したい。

また、今後新たに設置を検討する申請者においては、大学を設置する社会的責任の重みを十分に自覚いただき、専門職大学等の制度趣旨を十分踏まえ、専門職大学等として相応しい教育課程、教員組織、教育研究環境を備え、既存の専門学校や大学とは異なる優れた専門職業人材を養成する特色ある大学としての設置計画を練り上げていただき、十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省に対しても、各申請者が専門職大学の制度趣旨を十分理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、専門職大学制度の周知・徹底をお願いしたい。

平成30年10月5日

大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会長 吉岡 知哉

II 大学設置室への問合せ、Web 相談の予約について

大学設置室では、大学の設置等の申請又は届出を行おうとする申請者からの、手続（申請書の記入方法や審査スケジュールの確認等）に関する問合せを受け付けております。問合せは、以下の点に従って行ってください。

1 問合せ方法

大学設置室に対する問合せは、以下の方法によりお受けしています。

各問い合わせに対し順番に対応している関係上、可能な限り、御電話ではなく電子メールによる問合せに御協力願います。また、即時の回答が難しい場合もありますので、問い合わせについては時間的猶予を持って行っていただくようお願いします。

- (1) 電子メール（受付アドレス：d-secchi@mext.go.jp）
- (2) 電話（平日 10:00～18:00 03-5253-4111（代表））
- (3) オンラインによる相談（Web 相談。1 回につき最大 50 分）

ただし、Web 相談は、原則として、大学等の設置認可及び収容定員変更に係る学則変更の認可の案件のみ受け付けます。学部等の設置届出、収容定員変更に係る学則変更の届出、事前相談書類及び局長通知による学則変更等については、電子メールや電話にてお問い合わせください。

※Web 相談は事前予約が必要です。詳細は以下を御参照ください。

2 オンラインによる相談（Web 相談）について

(1) 相談可能日

相談可能日は当該月の 2 ヶ月前の月末までに文部科学省の HP に掲載しますので御確認ください。これ以外の日は、大学設置・学校法人審議会の会議等が開催されていること等から、原則として御相談はお受けできません。なお、Web 相談を希望される場合には、事前の御予約をお願いします（指定期日までに予約がない場合、御相談はお受けできません）。

※業務の都合上、相談可能日は変更される場合があります。最新の情報については、文部科学省の HP を御参照ください。

【文科省 HP（事務相談に関するページ）】

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学の設置等に係る御相談 > Web 相談の受付

○ 優先相談期間について

相談期間は原則として 1～3 月、6 月、9 月とし、案件ごとの相談期間は下記のとおりとしますので、あらかじめ御了承ください。下記の各相談期間の優先相談事項に該当しない案件の相談は、相談枠の都合上、予約が上限に達した場合に御予約をお断りすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

① 1・2 月の優先相談事項

- ・翌々年度開設予定の学部等の設置（3 月末申請）
- ・翌々年度からの私立大学の収容定員に係る学則変更（3 月末申請）

② 3・6月の優先相談事項

- ・翌々年度からの私立大学の収容定員に係る学則変更（6月末申請）
- ・翌々年度開設予定の大学等の設置（10月末申請）

③ 9月の優先相談事項

- ・翌々年度開設予定の大学等の設置（10月末申請）

(2) 予約方法

文部科学省 HP で指定する期日までに Web 相談予約専用メールアドレス

(d-yoyaku@mext.go.jp) に予約を希望する旨のメールをお送りください。メールの受領を含めた相談日の御連絡は、Web 相談予約締切日の 1 週間後に御連絡しますので、それ以前の受領確認のお問合せは御遠慮いただくようお願いいたします。

Web 相談予約専用メールアドレス (d-yoyaku@mext.go.jp) 以外にメールをお送りいただいても、予約の受付とはなりません。電話での予約は受け付けませんので御注意ください。なお、重複予約や予約後のキャンセルを防止するため、御予約いただいた相談日を過ぎるまでは同一案件に関する相談予約を受け付けないこととしますので、あらかじめ御了承ください。

(3) メール予約時に必要な情報

予約時のメールは、件名を必ず「[相談希望期間][法人名]相談概要」とし、相談表 (PDF) 及び Web 相談予約希望票 (Excel) を添付してください。相談票は予約時点での質問事項を可能な限り具体的に記載してください。

(4) 予約の可否の連絡

予約の可否は Web 相談予約専用メールアドレス (d-yoyaku@mext.go.jp) にお送りいただいたメールに対して、Web 相談予約締切日の 1 週間後に御連絡します。その際、予約日時が御希望に添えない、予約が取れない可能性があることも御了承ください。また、質問の内容によっては、Web 相談ではなくメールや電話での回答とさせていただく場合もあります。なお、設定された相談日の対応が難しい場合は、速やかに予約専用メールアドレスにその旨御返信ください。

(参考) 【予約時の送付メール例】

件名：[1/26-1/29][霞ヶ関大学]霞ヶ関大学法学部の学部新設

本文：

○相談内容の概要

令和 8 年度開設予定の法学部法律学科(仮称) (予定分野:法学関係)についての認可申請を予定しているが、事務手続上、基本計画書及び教員個人調書の作成方法(△△等の点)が不明なため相談を希望。本件は○回目の相談。

○添付ファイル

- ・相談表(PDF)
- ・Web 相談予約希望票(Excel)

(5) 予約完了後の手続

「相談表」（本書 p.24 参照）及び相談当日に使用する資料を、相談日の 3 日前（土日祝日又は休日除く。）までにメール添付にて Web 相談予約専用メールアドレス（d-yoyaku@mext.go.jp）に御送付ください。

※「相談表」は記入事項（裏面の相談事項を含む。）を漏れなく御記入ください。裏面に御記入いただく御相談事項は箇条書きの形で結構ですが、可能な限り具体的に御記入ください。「学部の設置について」、「書類の作成方法について」といった概括的な記載ですと、具体的にどのようなことを御相談されたいのか分からず、的確な回答ができない場合があります。

※審査期間中は大学設置室への部外者の立入りをお断りしておりますので、相談表や資料を直接持参することは御遠慮ください。

※送付いただいた相談表や資料に不明な点がある場合、相談表記載の事務連絡担当者宛てに問合せの連絡をさせていただきます。

※Web 相談の際に教員個人調書の記載方法について相談される場合は、個人情報保護の観点から全ての教員個人調書を送付いただくのではなく、サンプルとして 1 人分の教員個人調書を送付いただくようお願いします。

(6) 相談当日の流れ

御予約いただいた時間になりましたら、あらかじめ大学設置室より送付したメール記載の URL をクリックいただき、パスワード等を御入力ください。

相談当日は、本書（大学の設置等に係る提出書類の作成の手引）を必ず御用意ください。

※当日の業務の状況によっては、御予約の時間になってもしばらくお待ちいただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 問合せに係る留意点

申請前に行っている相談は、申請予定者等の希望に応じて行われているものであり、申請等を行うための条件ではありません。また、申請の内容については、申請後に大学設置・学校法人審議会において審査されるものであり、申請前の「事前審査」、「事前協議」といった内容のことは一切、行っていません。

上記のほか、お問合せの際は以下の各点に御留意ください。

(1) お問合せ方法に関すること

- お問合せは、大学設置室員個人宛てではなく「大学設置室」宛てにお願いします。
- お問合せには、可能な限り電子メールを活用してください。なお、電子メールでのお問合せについては受信順に順次回答しますので、回答までに一定の期間を要することがあります。あらかじめ御了承の上、時間に余裕を持ってお問い合わせください。

(2) お問合せ内容に関すること

- お問い合わせいただく前に、本書の関連箇所をあらかじめよく御確認くださるようお願いいたします。また、大学の設置手続等に関してよくある御質問については、本書の巻末に掲載しておりますので、併せて御参照ください。
- 大学設置室でお答えできる内容は、大学設置認可制度（学校法人の設立や寄附行為に関する

ことを除く)やそれに関する手続方法についてのみとなります。それ以外のお問合せについては、以下の各担当課に直接お問い合わせください。なお、お問い合わせいただいた内容に対する回答については、一定の期間を要する場合がありますので御了承ください。

- ・学校法人の設立や寄附行為の認可及び変更等に関すること
 - ・・・高等教育局私学部私学行政課
- ・大学設置基準、大学院設置基準の一般的な法令解釈に関すること
 - ・・・高等教育局大学教育・入試課法規係
- ・短期大学設置基準の一般的な法令解釈に関すること
 - ・・・高等教育局大学教育・入試課短期大学係
- ・大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準、専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準の一般的な法令解釈に関すること
 - ・・・高等教育局専門教育課
- ・入学者選抜（入試制度）、大学入学共通テストの利用に関すること
 - ・・・高等教育局大学教育・入試課大学入試室
- ・看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則に関する事及び薬学部6年制課程の設置又は収容定員増の抑制に関する事
 - ・・・高等教育局医学教育課
- ・管理栄養士の養成に係る指定規則に関する事
 - ・・・高等教育局専門教育課
- ・教員免許取得に係る課程認定に関する事
 - ・・・総合教育政策局教育人材政策課
- ・公認心理師に関する事
 - ・・・厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度推進室

○ 大学の設置認可等に関することであっても、以下の事項については専門的見地にに基づく判断が必要となることから、お問い合わせいただいても事務的にはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。これらの事項については、教員等の専門的知見を有する方を交えて学内で十分検討を行った上で手続を行ってください。

- ・新たな学部等を設置する際の、認可又は届出の手続（「学位又は学科の分野」の異同）の判断に関する事

（「○○学部を新たに設置する計画だが、既存学部と学位の分野が同じなので手続は届出でよいか」、「○○学部を設置する計画だが、学位の分野は○○でよいか」といったお問合せにはお答えできません。なお、認可か届出かの判断は、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮ることができますので、そちらの手続を御利用ください。）

- ・教育課程の内容に関する事

（「このような教育課程とする計画だが、教育の体系性の観点から問題ないか」、「科目の過不足については問題ないか」といったお問合せにはお答えできません。）

- ・名称変更の可否に関する事

（「○○学科から●●学科に名称変更することは可能か」、「教育課程や教員組織に大きな変更はないが、名称変更の手続で問題ないか」といったお問合せにはお答えできません。これらの点については、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の「事前相談」にて判断されることとなります。）

○ 申請書等の作成方法に関しては、具体的にどの箇所を確認したいのかを明確にしてお問合せ

ください。「全般的に問題はないか」、「何か気づいた点はないか」、「記載に不備はないか」といった、具体的な箇所を示さず全体的な添削や助言を求めるようなお問合せは御遠慮ください。特に、記載の不備については、大学設置室によるチェックを前提とするのではなく、学校法人や大学等の責任ある体制の下で十分にチェックをしていただくようお願いします。

相 談 表

【記入日： 年 月 日（ ）】

大学等名					
大学等設置予定位置					
設置者					
設置者の所在地					
設置・変更・廃止をしようとする学部等又は研究科等の名称及び入学定員	学部, 研究科名	学科, 専攻名 学位【専攻分野】	入 学 員 定 員	編入学定員	
				年次	定員
	【オンラインの場合】 特に人数制限は設けませんが、相談内容に照らして必要最小限の人数としてください。また、複数の端末から参加される場合、発言される方以外の音声はミュートに設定してください。				
設置予定年月日	令和 年 月 日				
相談者氏名・職名等 (全員について御記入ください。)	氏 名		職 名 等		
事務連絡担当者	【相談事項・質問事項に関するお願い】 ・相談されたい内容がわかるように記入してください。 (「教員組織について」「設置の趣旨について」等、漠然とした形ですと、回答に時間を要する場合があります。) ・1回の相談時間は50分までです。「全般的に問題はないか」「書類の記載内容に誤りがないか見ていただきたい」といったご相談は、チェック項目が多岐にわたり時間内に終わらないことが多くありますので、御遠慮ください。確認したい事項・箇所をあらかじめ整理して、具体的な形で御相談ください。 (書類の記載については、大学設置室によるチェックを前提とするのではなく、申請者等の責任ある体制の下であらかじめチェックしたものを持参してください。)				

※ 相談事項、質問事項を次ページに記載してください。なお、相談事項・質問事項は箇条書きの形で結構ですが、可能な限り具体的に御記入ください。「学部の設置について」、「書類の作成方法について」といった概括的な記載ですと、具体的にどのようなことを御相談されたいのか分からず、的確な回答ができない場合があります。

Ⅲ 認可申請等の受付期間及び提出方法について

認可申請等、各種手続の受付期間及び提出方法は、手続によって異なります。以下の各点を御参照の上、適切に御提出ください。

1 大学等の設置認可申請（共同学科等を除く。）、私立大学（短期大学及び高等専門学校を含む。以下この項において同じ。）の収容定員に係る学則変更の認可申請

(1) 予約期間・受付期間

予約期間と受付期間は以下のとおりです。申請区分ごとに異なりますので、御留意ください。

なお、受付期間における申請書類提出後、事務的な確認を行った結果、修正を要する場合には、受付月の最終日（例えば、大学等の新設に係る認可申請の場合は 10 月 31 日）までに申請書類の修正を求めることになります。修正期間は短期間となりますが、仮に期限までに修正がなされなかった場合には申請を受理することができず、審査を行うことができない可能性もあるため、申請書類の提出前に申請書類に不備がないか複数人体制で十分に確認した上で申請してください。なお、事務的な確認は申請書類に不足がないか等の最低限の確認に留まりますので、修正が求められなかったことをもって審査において指摘されないことを保証するものではありません。

申 請 内 容	予 約 期 間・受 付 期 間
大学等の新設に係る認可申請 (令和 8 年度開設)	予約期間：令和 6 年 9 月 30 日 (月)～10 月 4 日 (金) 受付期間：令和 6 年 10 月 15 日 (火)～10 月 18 日 (金)
学部、大学院等の設置に係る 認可申請 (令和 8 年度開設)	予約期間：令和 7 年 2 月 17 日 (月)～2 月 21 日 (金) 受付期間：令和 7 年 3 月 5 日 (水)～3 月 7 日 (金)
私立大学の収容定員に係る学則変更 の認可申請 (令和 8 年度変更)	<6 月末認可> 予約期間：令和 7 年 2 月 25 日 (火)～2 月 28 日 (金) 受付期間：令和 7 年 3 月 12 日 (水)～3 月 14 日 (金) <8 月末認可> 予約期間：令和 7 年 5 月 26 日 (月)～5 月 30 日 (金) 受付期間：令和 7 年 6 月 12 日 (木)～6 月 13 日 (金)

※いずれの期間も土日祝日を除く。

※私立大学の収容定員に係る学則変更の認可申請は、大学全体として収容定員が増加する場合に必要となり

ます。一部の学部等で収容定員が増加するものの大学全体としては増加しない場合は、下記 5 の手続となります。

※専門職大学等の設置認可の申請も上記と同じ受付期間で申請してください。詳細は「専門職大学等の設置の認可申請に係る提出書類の作成の手引（令和 8 年度開設用）」を御参照ください。

(2) 提出先

いずれも大学設置室に提出してください。

(3) 提出方法

予約期間において、メールにて予約の上、文部科学省が指定する方法により、申請書類の電子ファイル（PDF 形式）を御提出ください。予約方法は以下のとおりです。

紙媒体での提出を希望する場合は、本書 p.46「2 留意事項(6)」を御参照ください。

なお、指定の日時を超えて提出された申請書類については、受理することができず、審査を行うことができない可能性もあるため、申請書類については、事前のメール予約後に文部科学省から連絡する日時までに確実に提出いただくようお願いします。

— 予 約 方 法 —

上記予約期間の午前 10 時から金曜日の午後 6 時まで予約受付を行いますので、①認可申請予約希望票（Excel 形式）、②収容定員の充足状況（PDF 形式、本書 p.204 参照）、③当該申請内容に係る基本計画書及び教育課程等の概要（③については、一つの PDF にまとめてください。）をメールにて大学設置室（d-yoyaku@mext.go.jp）宛てに御提出ください。その際、メールのタイトルは「【認可申請】〇〇大学設置（※申請内容に合わせて、学部設置／学科設置／収容定員増 など適宜変更）」としてください。

なお、御予約のメールに対する受信確認は、受付期間初日の 1 週間前の週の金曜日（例えば、大学等の新設に係る認可申請の場合は 10 月 11 日）までに連絡しますので、連絡が無い場合は御手数ですが御連絡ください。

※WEB 相談の予約と異なり、申請書類提出については受付枠が一杯でお断りするということはありません。

(4) 電子ファイルの作成について

① 提出書類（電子ファイル）

提出書類は、以下のとおりです。各書類における具体的な留意点については、申請書類作成の手引における「各提出書類に関する留意点」を参照してください。

電子ファイル名称	電子ファイルのしおり名称	提出書類名	要否
00_申請書	不要	[1] 申請書（別記様式第1号の1、別記様式第1号の2）	○
01_基本計画書	基本計画書	[2] 基本計画書（別記様式第2号（その1の1）、別記様式第2号（その1の2）、別記様式第2号（その1の3）、別記様式第2号（その1の4）、別記様式第2号（その1の5））	○
	補足資料（組織の移行表）	[3] 補足資料（組織の移行表）	○
	設置前後の学位	[4] 設置前後における学位等及び基幹教員の所属の状況（別記様式第2号・別添1） ※届出の場合のみ	□
	基礎となる学部等の改変状況	[5] 基礎となる学部等の改編状況（別記様式第2号・別添2） ※届出の場合のみ	□
	教育課程等の概要	[6] 教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1）、別記様式第2号（その2の2）、別記様式第2号（その2の3））	○
	専門職大学等における実験、実習又は実技による授業科目等一覧	[7] 専門職大学等における実験、実習又は実技による授業科目及びこれに代替する演習による授業科目一覧（別記様式第2号（その2の4）） ※専門職大学等の申請の場合のみ	専
02_シラバス	授業科目の概要	[8] 授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1）、別記様式第2号（その3の2）、別記様式第2号（その3の3））	○
	※科目ごとに科目名のしおりを付す 例：「●●●●●●」「××××××」・・・	[9] シラバス（授業計画）	○
03_図面	校地校舎等図面	[10] 校地校舎等の図面	○
	2以上の校地ごとの状況	[11] 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第2号・別添3）	□
	2以上の校地での教員勤務状況	[12] 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第2号・別添4）	□
	校地減算説明書	[13] 必要校地面積の減算説明書（別記様式7号の7）	専
04_学則	校舎減算説明書	[14] 必要校舎面積の減算説明書（別記様式7号の8）	専
	学則	[15] 学則	○
05_設置等の趣旨（本文）	教授会規程	[16] 教授会規定	○
	※小見出しごとにしおりを付す 例：「Ⅰ 設置の趣旨及び必要性」「Ⅱ 学部、学科の特色」・・・	[17] 設置の趣旨等を記載した書類（本文）	○
06_設置等の趣旨（資料）	※資料ごとにしおりを付す 例：「資料1（資料名）」、「資料2（資料名）」・・・	設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）	
07_学生確保（本文）	※資料ごとにしおりを付す 例：「①学生確保の見通し」「ア 定員充足の見込み」・・・	[18] 学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）	○
08_学生確保（資料）	※資料ごとにしおりを付す 例：「資料1（資料名）」、「資料2（資料名）」・・・	学生の確保の見通し等を記載した書類（別添資料）	
09_教員名簿	学長の氏名等	[19] 教員名簿（学長又は校長の氏名等）（別記様式第3号（その1））	○
	教員の氏名等	[20] 教員名簿（教員の氏名等）（別記様式第3号（その2の1）、別記様式第3号（その2の2）、別記様式第3号（その2の3）、別記様式第3号（その2の4）、別記様式第3号（その2の5））	○
	実務の経験等を有する基幹教員一覧	[21] 実務の経験等を有する基幹教員一覧（別記様式第3号（その4））	専
	基幹教員の年齢構成・学位保有状況	[22] 基幹教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3の1））	○
	基幹教員の年齢構成・学位保有状況（実務）	[23] 基幹教員の年齢構成・学位保有状況（専門職大学等の実務の経験等を有する基幹教員）（別記様式第3号（その3の2））	専
10_教育課程連携協議会	構成員名簿	[24] 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式7号の2）	専
	構成員就任承諾書	[25] 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式7号の3）	専
11_臨地実務実習に関する書類	設置、所掌に関する規程	[26] 教育課程連携協議会の設置、所掌に関する規程	専
	臨地実務実習施設の確保状況説明書	[27] 臨地実務実習施設の確保状況説明書（別記様式第7号の4（その1））	専
	臨地実務実習施設一覧	[28] 臨地実務実習施設一覧（別記様式第7号の4（その2））	専
	臨地実務実習施設の概要	[29] 臨地実務実習施設の概要（別記様式第7号の4（その3））	専
	臨地実務実習施設使用承諾書	[30] 臨地実務実習施設使用承諾書（別記様式第7号の5）	専
	連携実務演習等に関する承諾書	[31] 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第7号の6）	専
12_通信方法説明書	※書類ごとにしおりを付す 例「通信教育実施方法説明書」「通信教育に係る規程」	[32] 通信教育実施方法説明書（別記様式8号）	□
13_教育委員会等との調整内容	不要	[33] 教育委員会等との調整内容を確認する書類	□
14_実学実務実習に関する書類	不要	[34] 実学実習に必要な施設の概要等を記載した書類	□
	履歴書	[35] 履歴書（別記様式第4号（その1））	○
15_教員個人調書_XX_学長名 ※xxは00又は01	教育研究業績書	[36] 教育研究業績書（別記様式第4号（その2の1））	○
	教育・実務業績書	[37] 教育・実務業績書（別記様式第4号（その2の2））	専
	担当予定授業科目	[38] 担当予定授業科目（別記様式第4号・別添）	□
	教員就任承諾書	[39] 教員就任承諾書（別記様式第5号）	○
	履歴書	[40] 履歴書（別記様式第4号（その1））	○
16_教員個人調書_XX_教員名 ※xxは教員名簿の調書番号	教育研究業績書	[41] 教育研究業績書（別記様式第4号（その2の1））	○
	教育・実務業績書	[42] 教育・実務業績書（別記様式第4号（その2の2））	専
	担当予定授業科目	[43] 担当予定授業科目（別記様式第4号・別添）	○
	教員就任承諾書	[44] 教員就任承諾書（別記様式第5号）	○
	教員就任同意書	[45] 教員就任同意書	□
17_教員個人調書（基幹教員以外の教員）	教員就任承諾書	[46] 教員就任承諾書（別記様式第5号）	□
18_意思決定を証する書類	不要	[47] 当該申請の意思の決定を証する書類	○
19_審査対象教員一覧	※Excelファイルで提出	[48] 審査対象教員一覧	□
20_専任教員一覧	不要	[49] 専任教員一覧 ※大学院に関する申請の場合のみ	□
21_収容定員の充足状況	不要	[50] 収容定員の充足状況	○
22_設置構想審査資料	不要	[51] 設置構想審査資料	□

※「要否」の欄について

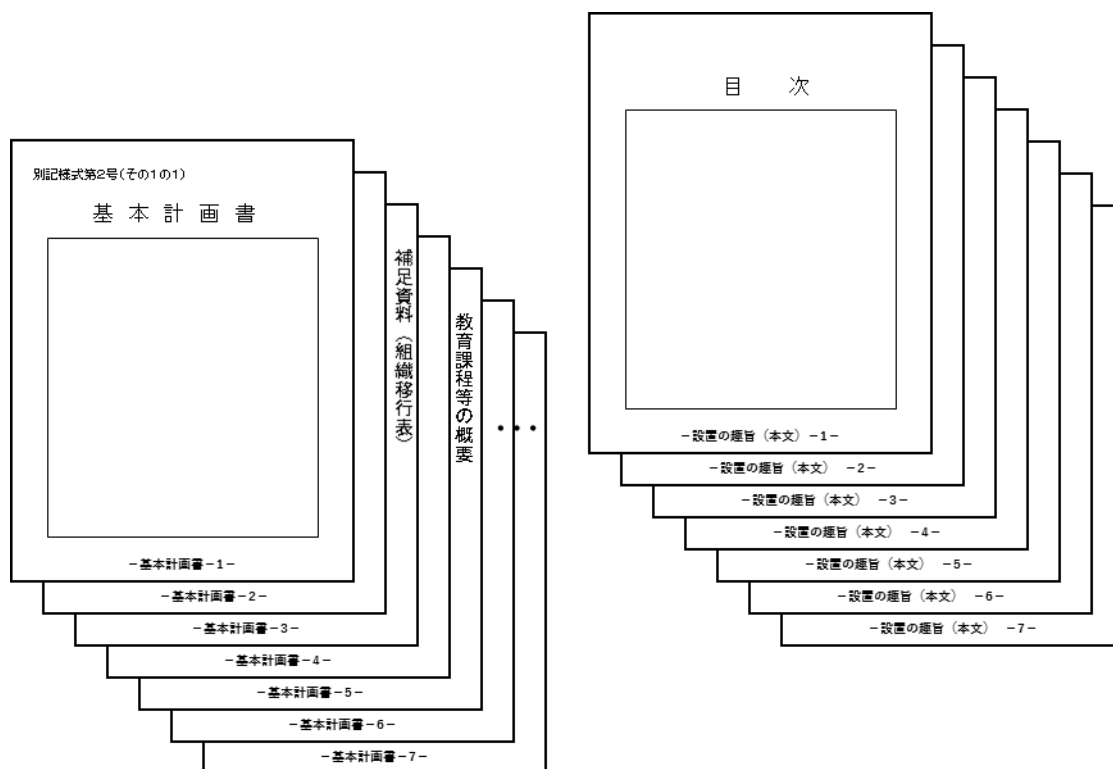
「○」＝提出が必要（写しの場合も含む） 「□」＝条件により一部または全部の提出が必要

「専」＝専門職大学等の場合、提出が必要

※ページ番号の付し方について

上記「電子ファイル名称」の「01_基本計画書」から「16_教員個人調書」までについては、（例）を参考に「電子ファイルの名称」ごとに、目次を含めて「1」から通しでページ番号を付してください。必ず書類本文のページ番号とPDFファイルのページ番号が一致するように留意してください。なお、「電子ファイルのしおりの名称」ごとにページ番号を付す必要はありません。

(例)



② PDF による電子ファイル作成について

御提出いただく電子ファイルは PDF 形式で上記のように作成し、Word、Excel、一太郎等で作成したファイルを PDF に変換の上作成してください。手書き等により作成され、電子ファイルが存在しない資料については、スキャナで読み取る等の方法により作成しても差し支えありませんが、ファイルサイズが大きくなり過ぎないよう御留意ください。

③ 電子ファイルの名称について

電子ファイルの名称は、以下のとおり、提出時期（2025 年 3 月の場合、「2503」）、各提出書類名（名称の前に番号を付す）を半角アンダーバー（_）で繋いだものに、【】書きにて大学名を付したものとしてください。

例）文科大学経済学部、3 月申請、基本計画書の場合
2503_01_基本計画書【文科大学経済学部】.pdf

④ 各提出書類に関する留意点

各電子ファイルについて、ファイルごとの通しページ番号を付してください。

ア. 基本計画書

認可の対象となる大学等の別記様式第 2 号に係る書類（基本計画書（別記様式第 2 号（その 1 の 1）、（その 1 の 2）又は（その 1 の 3）。共同学科等の場合はこれに加えて（その 1 の 4）又は（その 1 の 5））、補足資料（組織の移行表）、教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1）、（その 2 の 2）又は（その 2 の 3））、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧（別記様式第 2 号（その 2 の 4）。専門職大学等の手続の場合のみ。）、授業科目の概要（別記様式第 2 号（その 3 の 1））、（その 3 の 2）又は（その 3 の 3））を一つの PDF にまとめ、基本計画書（別記様式第 2 号（その 1 の 1～その 1 の 5））、補足資料（組織の移行表）、教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1～その 2 の 3））、授業科目の概要（別記様式第 2 号（その 3 の 1～その 3 の 3））ごとにしおり（例：「基本計画書」、「補足資料（組織の移行表）」、「教育課程等の概要」、「授業科目の概要」）を付してください。

※収容定員に係る学則変更の認可申請においては、「教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1）、（その 2 の 2）又は（その 2 の 3））」は、「(6)学則の変更の趣旨等を記載した書類（資料）」として添付してください。

※収容定員に係る学則変更の届出においては、「教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1）、（その 2 の 2）又は（その 2 の 3））」の提出は不要です。

イ. シラバス

シラバスについて、目次を付けた上で、科目ごとにしおりを付し、一つの PDF にまとめてください。

ウ. 校地校舎等の図面

都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面、校

舎・運動場等の配置図，校舎の平面図（該当がある場合：2以上の校地ごとの状況及び2以上の校地での教員勤務状況）を一つのPDFにまとめ，本書p.27～28のとおりしおりを付してください。

エ．学則等

学則，教授会規程等を一つのPDFにまとめ，学則等ごとにそれぞれにしおりを付してください。

オ．設置の趣旨等を記載した書類（本文）

書類をPDFファイルにまとめ，小見出しごとにしおり（例「Ⅰ 設置の趣旨及び必要性」，「Ⅱ 学部，学科の特色」，・・・）を付してください。

カ．設置の趣旨等を記載した書類（資料）

各資料をPDFファイルにまとめ，資料ごとにしおり（例：「資料1（資料名）」，「資料2（資料名）」，・・・）を付けてください。

キ．学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

設置の趣旨等を記載した書類（本文）に準じて作成してください。

ク．学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

設置の趣旨等を記載した書類（資料）に準じて作成してください。

ケ．教員名簿

教員名簿については，①学長又は校長の氏名等（別記様式第3号（その1）），②教員の氏名等（別記様式第3号（その2の1），（その2の2），（その2の3），（その2の4）又はその2の5）），専門職大学等の設置の場合は③実務の経験等を有する基幹教員一覧（別記様式第3号（その4）），④基幹教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3の1）又は（その3の2））を一つのPDFにまとめ，それぞれの様式ごとにしおりを付してください。

コ．教育課程等連携協議会（専門職大学等・専門職大学院の案件のみ）

構成員名簿，設置・所掌に関する規定，構成員就任承諾書を一つのPDFにまとめ，書類ごとにしおりを付けてください。

サ．臨地実務実習に関する書類（専門職大学等の案件のみ）

実習施設の確保状況説明書，実習施設一覧及び実務実習施設の概要について一つのPDFにまとめ，書類ごとにしおりを付けてください。

シ．通信教育実施方法説明書（通信教育の案件のみ）

通信教育実施方法説明書，通信教育に係る規程について一つのPDFにまとめ，書類ごとにしおりを付けてください。

ス. 教員個人調書

履歴書, 教育研究業績書, 担当予定授業科目, 教員就任承諾書について, 一つの PDF にまとめ, 書類ごとしおりを付けてください。可能な限り Excel 等の形式から PDF 形式に変換したものを使用して作成してください。

※スキャンにより作成したデータは, 不鮮明な場合, 再提出をお願いする場合があります。

※特に, 担当予定授業科目や教員就任承諾書について, 基本計画書や教員名簿などの他の申請書類との不整合により, 教員資格審査が実施できず, 判定が「保留」となるケースが散見されますので, 御注意ください。

セ. 意思の決定を証する書類

申請についての意思決定を証する書類について, 一つの PDF にまとめて作成してください。議事録については, 原本同様議事録署名人の欄に署名若しくは記名押印されたものの写し, 又は原本と相違ない旨理事長名で証明いただいたものの写し(公印不要)を添付してください。

ソ. 審査対象教員一覧

各学科, 専攻(課程)別の審査対象教員一覧を Excel ファイル で作成してください。

※特に, 基本計画書や教員名簿, 教員個人調書との不整合が散見されますので, 御注意ください。

2 学部等の設置届出

(1) 受付期間

4月から12月の毎月下旬頃において設けられた受付期間に提出してください。受付期間は文部科学省HPに掲載しますので、御確認ください。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368694.htm

(トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 申請・届出の受付期間)

※届出を行った日から60日を経過するまでの間（事前相談に諮っている場合は、届出を行うまでの間。同時に収容定員変更に係る認可申請を行っている場合は、当該案件は認可されるまで。）は当該届出内容による学生募集等を行えません。したがって、必ず学生募集等を行う前に届出を行ってください。

(2) 提出先

大学設置室に提出してください。

(3) 提出方法

事前にメールにて御予約の上、文部科学省が指定する方法により、届出書類の電子ファイル(PDF形式)を御提出ください。予約方法は以下のとおりです。なお、提出方法や提出用URL等については、御予約後に御案内します。

— 予 約 方 法 —

各提出期間の全日程について、期間初日の2週間前の週の月曜日（月曜日が祝日又は休日の場合は翌火曜日）の午前10時から金曜日の午後6時まで予約受付を行いますので、メールにて大学設置室（d-yoyaku@mext.go.jp）宛てに御連絡ください。その際、メールのタイトルは「【設置届出事前登録】〇〇大学△△学部設置（※届出内容に合わせて、学部設置／学科設置 など適宜変更）」としてください。なお、御予約のメールに対する受信確認は、提出期間初日の1週間前の週の金曜日までに連絡をしますので、連絡が無い場合は御手数ですが御連絡ください。

(4) 電子ファイルの作成について

本手引の「1 大学等の設置認可申請（共同学科等を除く。）, 私立大学（短期大学及び高等専門学校を含む。以下この項において同じ。）の収容定員に係る学則変更の認可申請」における「(4)電子ファイルの作成について」と同様に作成してください。

(5) 留意点

・近年、以下の記入誤りや提出漏れが散見されますので、提出前には特に確認をお願いします。

(例1) 「基本計画書」における「基幹教員」や「図書館職員」の記入誤り。

※当該届出に係る学部等だけでなく、既設学部等や大学等全体で大学設置基準等に定める必要基幹教員数等を満たしている計画となっていることを確認してください。

※「専属」の「図書館職員」は、大学設置基準等に定める必置職です。

(例2) 新設学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設学部等のうち、新設学部等の基礎となる全ての学部等の「教育課程等の概要」の提出漏れ。

(例3) 大学院、研究科、研究科の専攻の設置又は課程の変更の場合における「専任教員一覧」の提出漏れや、「専任教員一覧」の「備考」欄への「研究指導（Mマル合）」及び「研究指導補助（M合）」の記入漏れ。

- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）」に基づく届出については、届出書類と併せて、情報公開[※]用の電子ファイル（PDF形式）の提出をお願いします。

※「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（文部科学省令第12号）第12条に基づいて行う情報公開を指します。

3 共同学科等の設置に係る申請又は届出

共同学科等の設置に当たって、授与する学位の種類や分野に変更がある場合は、従来の学部等の設置と同様に「設置認可」が必要です。以下の区分に従って申請又は届出を行ってください。

(1) 共同学科等の構成大学全てが設置認可を要する場合

「学部、大学院等の設置認可申請」として、上記1の期間内に構成大学ごとに申請書類を提出してください。なお、認可申請書の日付は共同学科等の構成する全て申請者で同じ日付としてください。

(2) 共同学科等の構成大学全てにおいて届出による設置が可能な場合

上記2のいずれかの受付期間内に、構成大学ごとに設置届出を行ってください。なお、設置届出書の日付は共同学科等の構成する全ての届出者で同じ日付としてください。

(3) 共同学科等の構成する構成大学の中で、設置認可及び届出の手続が混在する場合

設置認可を要する構成大学は、上記1の期間内に申請書類を提出してください。

届出による設置が可能な構成大学は、設置認可を要する構成大学の設置計画が認可された後に届出を行ってください。なお、具体的な届出時期については大学設置室に御相談ください。

4 「運営委員会による事前相談」の資料

(1) 受付期間

受付期間に提出してください。提出に当たって、事前の予約は不要です。受付期間（年5回程度）は決定次第、文部科学省HPに掲載します。

受付期間の概ね2ヵ月後に、事前相談結果を電子メールにてお知らせします。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm

(トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 運営委員会への事前相談の手続について)

(2) 提出先

大学設置室に提出してください。

※ただし、名称変更については、大学については大学設置室に、短期大学については大学教育・入試課短期大学係に、高等専門学校については専門教育課高等専門学校第一係に提出してください。

(3) 提出方法

電子メールで提出してください。宛先は以下のとおりです。

- ・大学設置室：d-secchi@mext.go.jp
- ・大学教育・入試課短期大学係：daigakuc@mext.go.jp
- ・専門教育課高等専門学校第一係：senmon@mext.go.jp

なお、提出する際は、以下の点に留意してください。

- ・電子メールの件名は「【提出】〇〇大学（事前相談（〇月））」としてください。
- ・『事前相談登録票』は Excel 形式のファイル、その他の提出書類は PDF 形式のファイルにてそれぞれ添付してください。
- ・上記の他、提出に当たっては、本手引の「事前相談書類作成要領」を御確認ください。
- ・提出のあった事前相談資料については、各受付期間終了後より 1 週間以内に、受信確認のメールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、提出されたメールが届いていない可能性があるため、送付先部署へ問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

(40MB を超える場合、当省においてメールの受信及び受信確認ができませんので御注意ください。データの容量が大きくメールで送付できない場合は、提出先部署へ御連絡ください。)

5 収容定員に係る学則変更届出

(1) 受付期間

4 月から 12 月の毎月下旬頃において設けられた受付期間に提出してください。受付期間は文部科学省 HP に掲載しますので、御確認ください。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368694.htm

(トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 申請・届出の受付期間)

※公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科、若しくは公立大学の大学院の研究科の専攻は、変更しようとする年度の前々年度の 3 月 1 日から前年度の 12 月 31 日までです。また、これらの手続については「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」の「6 公私立大学等の学則の変更の届出について」（本書 p.336）を参照してください。

(2) 提出先

大学については大学設置室に、短期大学については大学教育・入試課短期大学係に、高等専門学校については専門教育課高等専門学校第一係に提出してください。

(3) 提出方法

事前にメールにて御予約の上、文部科学省が指定する方法により、届出書類の電子ファイル（PDF 形式）を御提出ください。予約方法は以下のとおりです。なお、提出方法等については、御予約後に御案内します。

— 予 約 方 法 —

各提出期間の全日程について、期間初日の 2 週間前の週の月曜日（月曜日が祝日又は休日の場合は翌火曜日）の午前 10 時から金曜日の午後 6 時まで予約受付を行いますので、メールにて大学等の場合は大学設置室（d-yoyaku@mext.go.jp）、短期大学の場合は大学教育・入試課短期大学係（daigakuc@mext.go.jp）、専門教育課高等専門学校第一係（senmon@mext.go.jp）宛てに御連絡ください。その際、メールのタイトルは「【収容定員学則変更届出事前登録】〇〇大学△△学部変更（※届出内容に合わせて、学部変更／学科変更 など適宜変更）」としてください。なお、御予約のメールに対する受信確認は、提出期間初日の 1 週間前の週の金曜日までに連絡をしますので、連絡が無い場合は御手数ですが御連絡ください。

また、届出に係る電子ファイルの作成に当たっては、本手引の「1 大学等の設置認可申請（共同学科等を除く。）、私立大学（短期大学及び高等専門学校を含む。以下この項において同じ。）の収容定員に係る学則変更の認可申請」における「(4) 電子ファイルの作成について」と同様に作成してください。

(4) 留意点

- ・医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、船舶職員の養成に係る学科や法曹の養成に係る専攻の収容定員の変更は、増加させる場合のみならず、減少させる場合も認可申請となります。届出では変更できませんので、手続の誤りに御注意ください。
- ・近年、以下の記入誤りや提出漏れが散見されますので、提出前に特に確認をお願いします。

（例 1）「基本計画書」における「基幹教員」や「図書館職員」の記入誤り。

※収容定員を変更する学部等だけでなく、収容定員を変更しない学部等や大学等全体で大学設置基準等に定める必要基幹教員数等を満たしている計画となっていることを確認してください。

※「専属」の「図書館職員」は、大学設置基準等に定める必置職です。

（例 2）「基本計画書」の補足資料（「組織の移行表」）の提出漏れ。

（例 3）大学院の収容定員に係る学則変更の場合における「専任教員一覧」の提出漏れや、「専任教員一覧」の「備考」欄への「研究指導（Mマル合）」及び「研究指導補助（M合）」の記入漏れ。

- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年文部科学省令第 12 号）」に基づく届出については、届出書類と併せて、情報公開^{*}用の電子ファイル（PDF 形式）の提出をお願いします。

※「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（文部科学省令第 12 号）第 12 条に基づいて行う情報公開を指します。

6 設置者変更認可申請、大学等の廃止認可申請又は届出

※この項の「設置者変更認可」には、「大学の設置者変更」に加え「学部等の設置者変更」も含まれます。なお、学部等の設置者変更に係る申請手続の詳細については、本書【その他】掲載の「大学等の設置者変更について」を参照してください。

※この項の「大学等の廃止認可申請又は届出」とは、以下の事項を指します。

- ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校^{（一）}の廃止（「学校教育法」第 4 条第 1 項に基づく認可）
- ・大学の学部、大学院の研究科及び短期大学の学科の廃止（「学校教育法」第 4 条第 2 項に基づく届出）

※上記以外の組織（学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程並びに専攻科、別科及び通信教育）の廃止については、下記 8 の手続となります。

(1) 受付期間

受付は随時行っております。ただし、学部等の設置者変更に伴い、設置者変更後の私立大学等の収容定員が増加する場合、当該学部等の設置者変更の認可申請と併せて私立大学等の収容定員に係る学則変更の認可申請の手続を行う必要があります。この場合、受付期間は上記 1 のとおりとなりますので、御注意ください。また、学部等の設置者変更に伴い大学等の廃止を行う場合には、当該学部等の設置者変更の認可申請と併せて大学等の廃止認可申請の手続を行ってください。

設置者変更については、設置者変更又は廃止の日以前に手続を完了する必要がありますが、認可手続に時間を要しますので、余裕を持って御提出ください。

なお、受信確認は、提出後 1 週間以内に御連絡をしますので、連絡が無い場合は御手数ですが御連絡ください。

また、私立大学等においては、別途寄附行為の変更等に伴う認可が必要となることから、本手続についても遺漏なきよう留意してください（詳細は「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」を参照）。

※廃止認可申請は、廃止する大学等の在学生がいなくなってから提出してください。学部等の廃止届出は在学生がいなくなることが確定した時に提出してください。

(2) 提出先

短期大学の学科の廃止届出を除き、全て大学設置室に提出してください。短期大学の学科の廃止届出については、大学教育・入試課短期大学係に提出してください。

(3) 提出方法

事前にメールにて御連絡の上、文部科学省が指定する方法により、申請書類の電子ファイル（PDF 形式）を御提出ください。

7 設置計画履行状況報告書（AC 報告書），基幹教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査）

本書 p.284 以降を御参照ください。

8 上記以外の届出等（学長決定，名称変更，その他の学則変更，学生募集停止報告等）

上記 1～7 以外の届出等は，以下の区分に従って提出してください。

(1) 提出時期及び提出先

（詳細は「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」を参照）

	届出等の内容	提出時期	提出先
1	私立の大学及び短期大学の学長決定	学長を決定した時	大学：大学設置室 短期大学：短期大学係
2	公私立大学等の目的（公立を除く），名称，位置の変更		公立大学： 名称…大学設置室 位置…公立大学係
	○目的の変更	変更しようとする年度の前々年度の 3/1～12/31	私立大学：大学設置室 短期大学：短期大学係
	○名称，位置の変更		
3	私立の大学の学部，大学院の研究科，短期大学の学科その他の組織の位置の国内外間の変更	変更しようとする年度の前年度の 4/1～12/31	大学：大学設置室 短期大学：短期大学係
4	私立の大学及び短期大学の校地・校舎等の変更等 ※1		
5	学則の変更		
	○公立大学の学科の設置 ○公私立短期大学の学科の専攻課程の設置 ○専攻科及び別科の設置	設置又は変更しようとする年度の前年度の 4/1～12/31 ※2	大学：大学設置室 短期大学：短期大学係
	○公立の大学又は短期大学の学科若しくは大学院の研究科の専攻の収容定員の変更を伴うもの	変更しようとする年度の前々年度の 3/1～12/31	
	○学部の学科，大学院の研究科の専攻，短期大学の学科の専攻課程，専攻科，別科及び通信教育の廃止	在学生がいなくなることが確定した時（廃止の日以前）	
	○その他の学則変更	公立：変更した時 私立：変更しようとする時	公立大学：公立大学係 私立大学：大学設置室 短期大学：短期大学係
6	通信教育に関する規程の変更	変更しようとする時	公立大学：公立大学係 私立大学：大学設置室 短期大学：短期大学係
7	学生募集の停止の報告	意思決定後速やかに	大学：大学設置室 短期大学：短期大学係 法科大学院：法科大学院係

(2) 提出方法

以下の文部科学省ホームページに示す URL から，必要な情報を入力の上，提出してください。

（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1366768.htm

（トップ＞教育＞大学・大学院，専門教育＞大学の設置認可・届出制度＞申請・届出書類作成の手引，記入

提出に際しては、届出書類は全て一つの PDF ファイルとするようお願いします。（複数の種類の届出がある場合は、複数回手続を行う必要があるので、あらかじめ御了承ください。）また、提出に当たっては、以下に記載する注意事項を確認の上、提出していただくようお願いします。なお、入力内容については、別紙「入力イメージ」を御確認ください。

【注意事項】

- ① 一つの手続については全ての書類を一つの PDF にまとめて提出してください。なお、パスワードは設定しないようにお願いします。（※複数の手続を行う場合は、一つの手続ごとに PDF を作成してください。）
- ② 上記 URL で必要事項を入力しないで提出した場合、届出を受け付けたものとはしませんので、必ず必要な情報を入力してください。
- ③ ファイル名については、以下の記載例を参考に、誤りの無いよう入力してください。ファイル名に誤りがある場合、入力いただいた連絡先に担当者から連絡を取り、当該ファイル名による届出提出をしたことの確認をもって受け付けたものとさせていただきますが、ファイル名に誤りがないか等について提出前に改めて確認を行っていただきますようお願いいたします。

<ファイル名例>

届出年月日（届出書に記載の日付）＋【学校コード】＋大学名＋（届出区分）＋【差替】
（※差替え提出の場合のみ）

（例 1）私立大学の学長の決定の場合：202520301【000】虎ノ門大学（1）

（例 2）その他の学則変更の場合：202530301【000】虎ノ門大学（5・ケ）

- ※ 1 【学校コード】については、以下 URL を確認の上、該当番号を入力してください。
なお、該当の無い場合は、本番号は学校基本調査での「学校コード」と同様の番号です
ので、当該番号を入力してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html

- ※ 2 （届出区分）には、上記 1～7 に挙げた届出の区分を記載してください。
- ※ 3 届出年月日には、届出書の日付を記載してください。
- ※ 4 大学名には、大学院の場合は大学院名を記載してください。
- ※ 5 届出の再提出、または同じ届出を複数回アップロードされる際の理由を、フォームの備考欄に記載してください。ファイルの差替えの場合はファイル名の末尾に【差替】と記載してください。

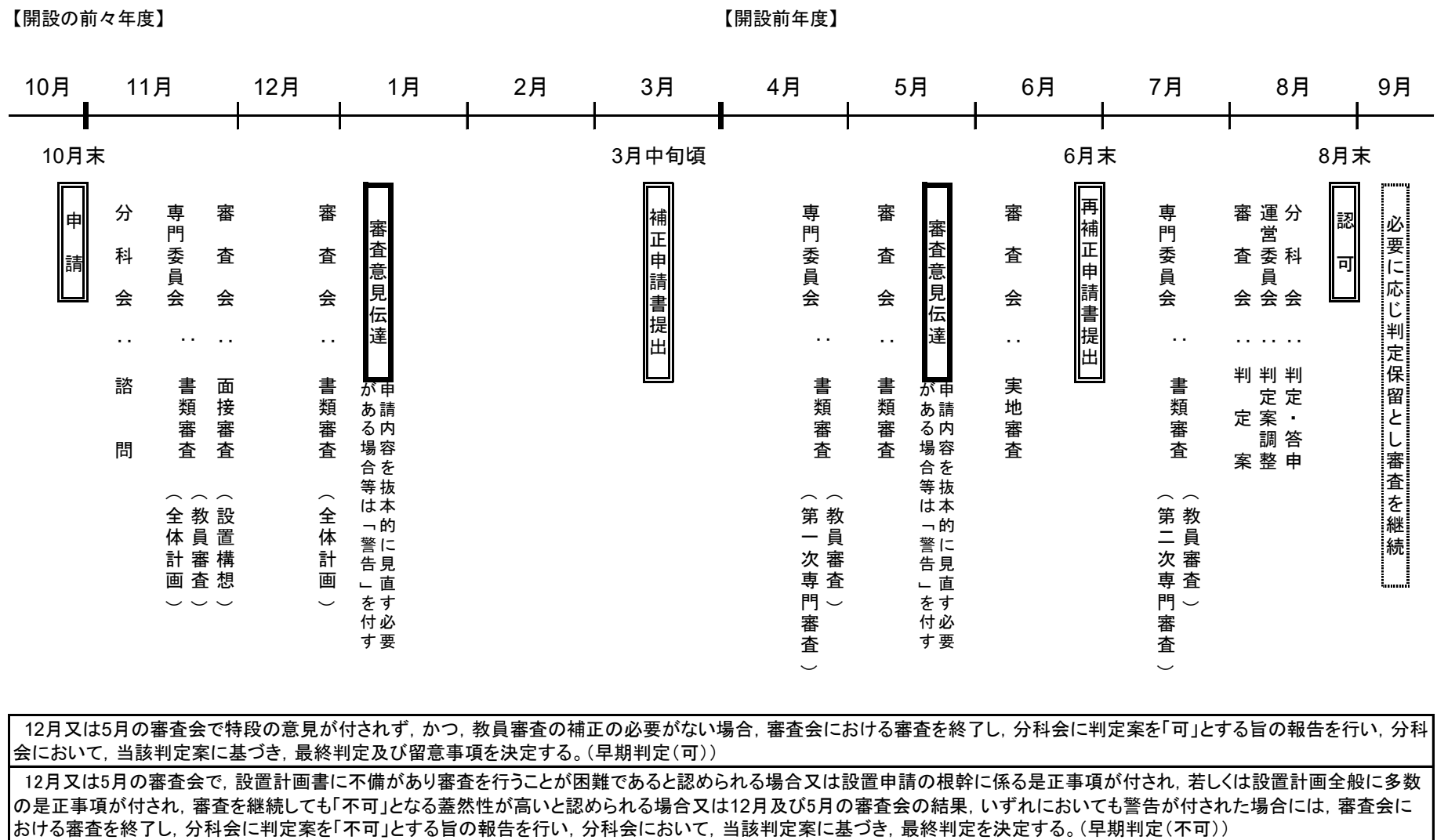
(3) 留意点

- ① (1)の表における「※1」及び「※2」については、以下のとおりです。
 - ※1 私学部参事官室に届け出る「校地・校舎の変更の届出」とは別の手続となります。
なお、この項における「校地・校舎の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。
 - ※2 専攻科及び別科の設置について、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が12月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合は、例外的な取扱いを定めています（詳細は「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」5③ア参照）。
- ② 修士課程を博士前期課程に変更する場合は、「その他の学則変更」ではなく、「課程の変更」の手続が必要となりますので、ご注意ください。なお、当該手続を認可申請により行う場合は

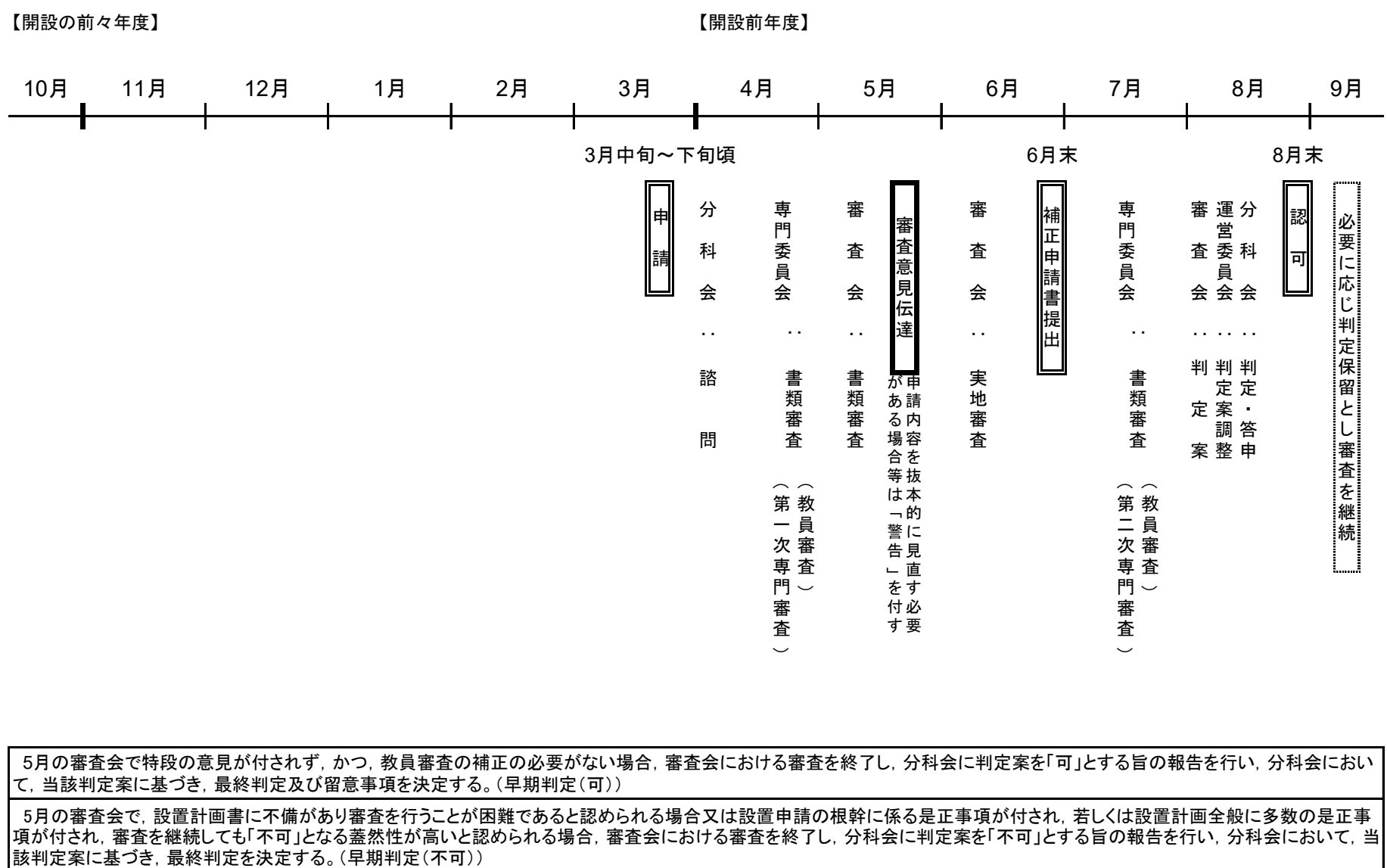
本書 p.45「2 留意事項」を，届出により行う場合は本書 p.32「2 学部等の設置届出」を参照の上，手続を行ってください。

大学設置分科会における一般的な審査スケジュール

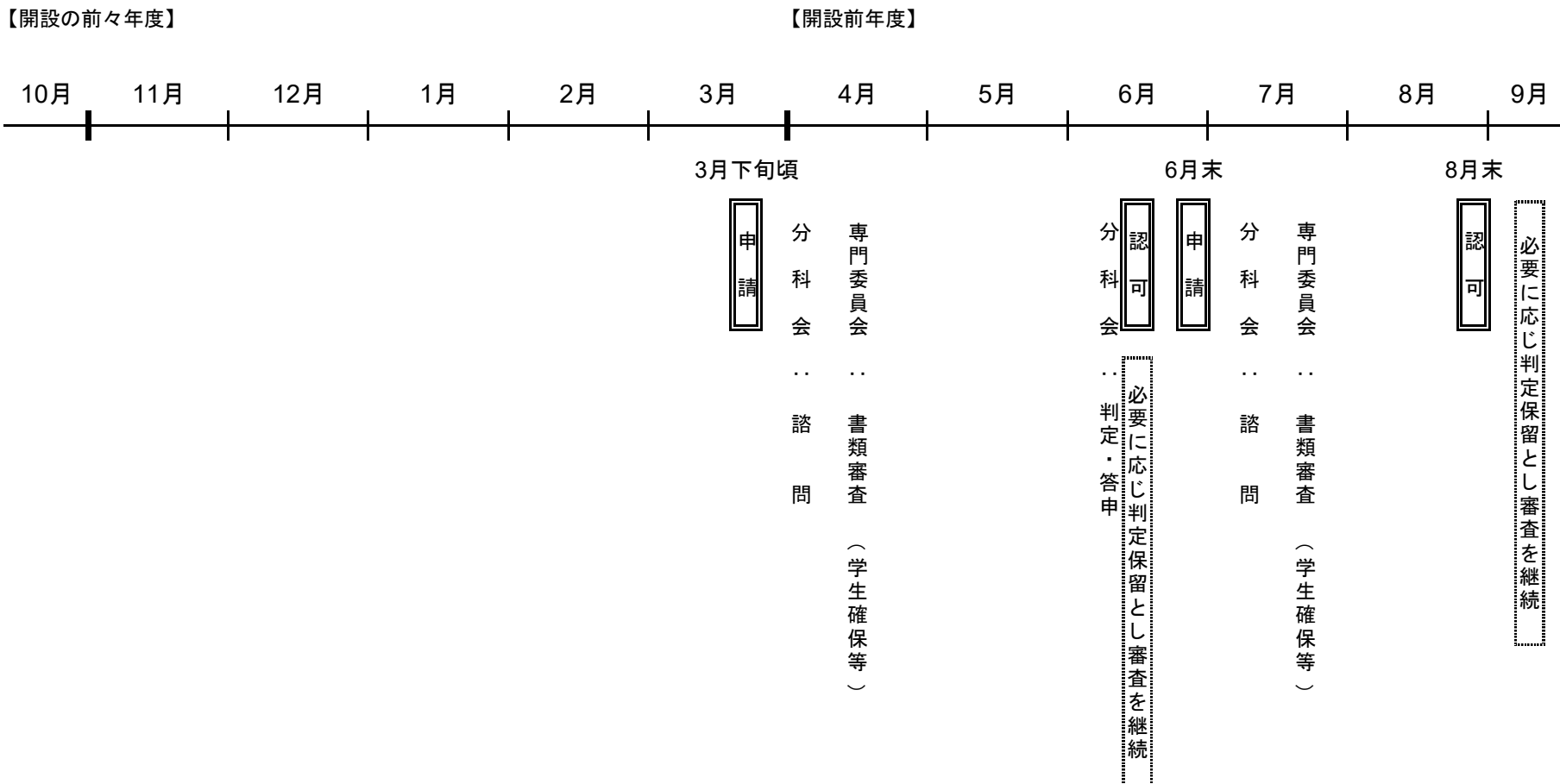
＜大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校の新設＞



＜学部，大学院等の設置＞



＜私立大学，短期大学，高等専門学校の収容定員の総数の増加に係る学則変更＞



○認可申請に係る標準処理期間(審査期間)

手続区分	標準処理期間(※)
大学新設	開設前々年度の11月から開設前年度の8月まで(10か月)
学部等設置 通信教育の開設	開設前年度の4月から8月まで(5か月)
収容定員に係る学則変更	3月末申請: 変更前年度の4月から6月まで(3か月) 6月末申請: 変更前年度の7月から8月まで(2か月)

※審査の状況により延長又は短縮することがあります。